

参議院農林水産委員会會議録第三十四号

昭和三十三年四月十七日(木曜日)午前
十時三十一分開会

委員の異動
本日委員佐藤清一郎君及び清澤俊英君
辭任につき、その補欠として植竹春彦
君及び戸叶武君を議長において指名し
た。

出席者は左の通り。

委員長 重政 府徳君
理事 柴田 榮君
藤野 繁雄君
東 隆君
北村 暢君
上林 忠次君

委員

雨森 常夫君
植竹 春彦君
関根 久藏君
田中 啓一君
田中 茂穂君
仲原 善一君
堀 末治君
堀本 宜實君
安部キミ子君
大河原一孝君
戸叶 武君
千田 正君
北條 尚八君

政府委員

法制局第三部長 山内 一夫君
大蔵省主計局次長 佐藤 一郎君
農林政務次官 瀬戸山三男君

農林省農林 渡部 伍良君
經濟局長 安田善一郎君
農林省農地局長 永野 正二君
農林省振興局長 永野 正二君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
会専門員 外務参事官 粕谷 孝夫君

本日の會議に付した案件

○農林漁業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規
定に基き、輸出品検査所の支所の設
置に關し承認を求めるの件(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(重政府徳君) ただいまから
農林水産委員会を開きます。

最初に、委員の變更について御報告
いたします。

本日、清澤俊英君及び佐藤清一郎君
が辭任され、戸叶武君及び植竹春彦君
が選任されました。

○委員長(重政府徳君) 農林漁業金融
公庫法の一部を改正する法律案を議題
といたします。

ただいまから質疑を続けます。御質
疑の向きは、御質問を願います。

○北村暢君 まず第一点にお伺いした
いの、農林金融全般のことについて
簡単に伺いたいと思ひます

が、農林関係の金融が、農林中金の系
統金融と、それから公庫の政策的制度

金融と、この二つからできております
が、従来この金融のあり方について、
いろいろ論議をされておるところでござ
います。まず、この農林中金と信連
との二本立の点からいって、中金の支
所と信連との関係で、二重の機構があ
るために、これが資金コストに影響を
してきているというところは、意見とし
て出ておるので、何とかこら辺を合
理化しなければならぬという強い意
見も出てきつたところがあるように思
ひます。公庫が今度また四つの支所を設
ける、こういうことになっておるよう
でございまして、農林中金と公庫の末
端の金融の調整ということが、かえつて
四つの支所を設けることによって事務
が錯綜する、また、現在の資金の状態
からいって、中金と公庫との間に競合
を来たすんじゃないかというような心
配があると思うんですが、今度の改正
によって、どういう意図でこの四つの
支所というものを設けようとしておる
のか、これらの関係について、まず御
説明をお願いしたい、こういうふうに思
うわけです。

○政府委員(渡部伍良君) 農林中金と
農林漁業金融公庫の関係は、もうすで
に御承知であります。配付資料の三
ページにそれを分析した表が上つてお
ります。図表になっております。これ
は三十二年の十二月末現在の数字で出
してあります。借入先は、究極におい
て、農林水産業の事業の改善のために
やるのであります。その資金の内訳
は、たとえば農業関係におきまして

は、農協から千九百八十九億、中金、
信連から三百八十八億公庫から六百九
十六億、銀行から二百九十五億、こ
ういふふうに分れておるのであります。
その資金の種類は、大体において、公
庫の金はこれは御承知のように固定施
設費に限られておる。農林中金系統の
金は、大部分が流動資金であります。

この表で、農業関係でござらん願ひます
ように、公庫からの金は三千三百七十
億のうち六百九十六億、こういうふう
になっておるのであります。この農林中
金の業務のうち、公庫の受託業務が相
当大きくなつておるのであります。ま
して、これはしかし農林中金の仕事と信連の
仕事との関係から、数年前に、公庫が農
林中金を通じて、直接信連を通じて
公庫の金を出す、こういう方法も開
かれたのであります。その関係は、現
在の状況で見ますと、三十二年の状
況を見ますと、農中抜きの分が六百八
十八億で、それに対して信連の扱い分
が二百五十八億、こういうふうな関係
になっております。この傾向は、将来
進んで、農中の委託分よりも信連
を通ず分の方がだんだんふえていく、
こういう傾向を持っておるのでありま
す。五十年後の状況を判断してみます
と、農中の委託分の残高よりも、信連
の委託分の残高の方が多くなる、こ
ういふ予想をしております。そういう
ふうな関係等もございまして、農
中、農林漁業金融公庫、信連、それら
の仕事の調整、さらには先般の協同組
合法改正のときにちよつと御説明申し

上げましたが、農業協同組合関係で
なつております建物あるいは生命共
済の事業は、三十二年の積立金でも
二百億をはるかにこす。この伸び方
は、現在までの状況では毎年倍々、
こう伸びてきておりました、今後の伸
びがそういうふうな倍々というふう
にいくかどうかということについては、
多少の問題があるかもしれませんが、
倍にならぬでも、相当ふえるというこ
とになると、この金も数年ならずして
五百億、あるいは八百億、こういうふ
うな関係になります。そういうふう
な金の運用というもののほかからみ
まして、農林漁業金融公庫について
調整ということ、今これらの団体の
間で議論をされております。農林省と
いたしまして、それについての結論
を早急に出す必要がある、こういう
ので、よりより相談をいたしておる
のであります。そういう際に、御指摘の
公庫が支店をなぜ急いで設置するか、
こういうことに關係してくると思ひ
てあります。御承知のように、農林
漁業金融公庫の残高は、三十二年の十
二月末現在でも、もうすでに千六百
十億をこえておる、貸付件数は十一万
件をこえておる、そういうふうな状
況でございまして、だんだん貸付につ
いての償還が滞るとか、あるいは件
数がふえてきておる、こういうふう
な実情にあるのであります。これら
を十分めんどろを見ていかなければ
ならぬ。そういうのが第一点の、地方に

もう少し支店を持ちたいという理由であります。現在どうやっているか。公庫は現在検査役を置きまして、受託機関の貸し方について検討し、借り入れ先について調査をいたしております。しかし、これらは一々東京から出向いて行っているもので、とうてい、件数がふえていっているのにつれて、十分目を通すわけにはいきませんから、もう少し人数をふやして、あるいは現地に近いところに人を配置したい、こういう要求があります。

それから第二点は、こういうふうな件数がふえていきますと、今申し上げましたように、農林中金、信連、それから全体の割増しであります。地方の銀行を委託機関にして、これは県が指定している銀行であります。そういうものを委託機関として貸付をしておりますけれども、その委託機関が審査をいたしまして、最後は東京の本店に書類を送って、本店の最終決定を得て貸付を実行する、こういうことになっております。これももう公庫の業務を開いて相当の年数になるし、件数もふえてきているのでありますから、全部を中央に上げてくる必要はないのじゃないか。従って、現在のあれでは、一件五百万円以下の貸付については、地方で処理するようにして、そのために支店を開いたらいじやないか、こういうふうな考え方をいたしているのではありません。しかしさらに、今度の改正の中にあります十八条の二の農産物価格安定のために新規の用途を開く場合については、これに直接貸し出すの道は開いたらいじやないか。そういう点は、直接貸しをやるのは、なるべく現地に近い所に支店があった方が

いいのじやないか、こういうことを考えております。

この直接貸しの問題につきまして、当初は、少くとも公共事業等につきましては、一定金額以上のものは公庫が直接貸しをしたいというふうな考え方を持っておったのであります。この点は、既存の受託機関の受託手数料をかき分野をそれだけ狭めることになりましたので、目下どういう程度までそういう道を開いたらいじやないかということ、結論を出しておらないのであります。というのは、中金、信連等との話し合いがつかないから、今一件一千万円以上のものにしたい、あるいは二千万円以上のものにしたい、いかというふうな点、あるいは一体直接貸しを既存の、従来の委託機関を通じてやっておいた植付についてもやったらいいかどうか、そういう根本的な問題までさらに検討を加えようというところで、それらの機関の間で相談進行中でありまして、その点は、もう少ししばらくして最終的結論を出したいと思っております。

そういうふうないろいろな事務を迅速にするのと同時に、既存の貸付残高の償還についての管理をよくする、こういう点から支店を設置したいと考えているのであります。

お話しがありますように、それによつて、何と言いますか、何段階にも事務がなるといふことは、私どもは考えておらないのであります。一点は、貸付後の事業の管理、一点は、一定金額以下のものは設置する支店で処理して、わざわざ東京の本店まで書類を上げなくても済むようにしたい、こういうふうなことをねらっている

のであります。

○北村 君 大体その事業はわかりましたが、農林金融の全般について言えることですが、今の公庫の支店の四カ所というものが、四カ所だけで簡単に事務の簡素化ができると思えられないし、将来この支店がふえる可能性も出てこないとは言えないのじやないか。私はそのことは、農林中金の支所等、支店等においては、ほとんど金庫にわたってありますし、その資金の通つてきますコースというのが、信連に集まった金在中金を経て、支店から信連、単協と、こういうふうな貸付の順がいく。今、いろいろな特殊農協に對しては、信連は貸し付けることができないで、全部これは支店がやる、あるいは農連産業の融資というものは、すべて支所がやる、肥料であるとか農機具の農連産業はやる、こういうことになっておる。従つて、信連に集まったものが中金、支所を経て信連に再びくる、このことは資金コストをもっと簡略化する余地があるというところと言われておつた、これは先ほど申した通りですが、そういうふうな状態になりかねないのじやないか、従つて、今の農林中金のあり方というものの對して、ほんとうに農民のための金融の制度になつておるかどうかという点について、はなはだ疑問があるわけでございます。特にその中で、そういう機構の点については、これは根本的に考えてもらわなければならないと思ふのですが、もう一つは、やはり資金の使い方がありますが、この資料によりますとも、農連産業に対する融資というものが、約半分以上というものが、農連産業にいつておるようござ

います。最初の、先ほどの図の一番最後の表を見ても、農林水産業そのものに對する融資状況、融資の金と、農連産業にいつておるものとは、農連産業にいつておる方が多いような状態になつておる、それからその前のページの二ページですか、二ページの資料によりまして、公庫と中金のところの欄にありますように、公庫におきましても農産企業に融資されておるもの、これは農産が非常に大きいわけですが、その関係、それから中金におきましても最後の合計のところによつて、やはり相当部分のものが、中金においては約半程度になつておるようです。それから公庫においても約一割というものが農産企業に融資されておるというふうな状態になつておる。さらに最近において資金が消化しきれないで残されるような状況、こういうような状況からいって、ほんとうに農民のための金融になつておるのか、なつていないのかという点について、非常に疑問があるわけでございます。その点の説明を一つお願いしたいのであります。

それから先ほど申しました二ページの表の農林関係のところは農産企業というものが二十四億融資されておる、この内容がどういふふうな貸されておるのか、一つお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) ただいまお話の中で、前の質問にも関連しましてちよつと申し上げたいわけでありまして、大体支所を設置しようといつたしておりますのは、北海道、東北、それから東京と九州、こういうふうな置かれますが、昭和三十三年三月三十一日現

在のブロック別の貸付残高表を見ますと、件数で申し上げますと、総計が一萬三千七百二十六件である、貸付残高が千八百一億八千八百六十六万円、こういうふうになつておりますが、その中で件数では一萬のうちの、一萬三千九百十四件が北海道でありまして、金額は百三十八億八千万円ということになっております。それから東北は、件数は一萬八千七百七件、金額は百八十九億、関東では一萬七千九百七件で百五十五億、それから九州では、二萬二千八百件で百六十八億、こういうふうな、このブロックに件数なり金額が非常に集中しておるのであります。従つて、さしあたりその件数の多い所に支所を設置いたしまして、あとのブロックの状況は、どうせ貸付残高がどんどんふえていきますから、そのふえるに應じて考えていきたい、こういうふうな考へておるのであります。従つて、支所を設置するものも、大体この中で多いのは土地改良の件数、金額が多いわけでありまして、農地事務局に置けば足りるのであつて、それ以上に支所、支店を設置するという意図は全然持っておりません。

さらに第二点の第二表の御質問であります。この表は、ちよつと十二月末の残高で整理いたしておりますので、ただいま御指摘の農中の貸付残高、関係企業の貸付残高が非常に多いじやないか、こういう御指摘であります。これは御承知のように、農中に米の代金が入る年末から春にかけてが、非常に余裕金がふえてきて、毎年その余裕金の扱いに困る、それが四、五年ごろからなくなつてきて、そうして農連企業の貸し出し等もそれに応じ

てうんと減っていく、こういうので、これはちよつと申し上げますと、三十二年の六月の状況を見ますと、関係企業に出しているのは、これはコール等の貸し出しも多少あると思いますが、三十二年の六月現在では三百十一億、こういうふうになっております。その点は、時期別の関係で、中金の資金繰りは非常に変化があるということを合みおき願いたいと思うのであります。結局お話のように、公庫の金は、財政資金をもとにして長期資金を出す、これを受託機関がどういうふうに取り扱ふかという事で問題は解決いたすのであります。中金と信連との関係等におきましては、御指摘のように信連の實力がだんだんついてきておりますから、現在までの中金と信連のあり方でいいというわけにはいかないと思ひます。これは御承知の通りに、農林漁業金融は、できるだけ安い金利の金がほしいのであります。しかし、一方から言つと、これら系統の資金のコストは、他の銀行に比べて金利が安ければ、預けにくる人が減るのは当然であります。その関係の矛盾をいかに調整するかということが今後の大きい課題でありまして、その一つの問題として、運用コストをできるだけ安くしなければいかぬ。そのためには、御指摘の中金と信連との仕事のあり方について十分考えなければいかぬ。それからこれに関連いたしまして、公庫と受託関係の受託手数料の扱いの問題、そういう問題も考えなければいかぬ。それからさらに、先ほど申し上げました生命共済等の共済資金、これの運用も考えなければいかぬ。さらに、ひいては補助金、あるいはいわゆる制度金

融とのにらみ合せを考えなければいかぬ。一方では、預かりはできるだけ農家の方に有利のように預からなければいけないし、貸し出しは、できるだけ安く貸さなければいかぬ、こういう最終の命題があるわけでありまして、それに沿うようにしなければいかぬのであります。これは架空的な問題であります。現実的な問題といたしますと、もうすでに中金については、ほとんど各県に支所を設置して、相当の人数をかかえておる。従つて、もし仕事の調整をするといひますれば、この職員配置転換という問題もでてくるわけでありまして、問題は、觀念的に理論で説明するようには簡単にいかないものでありますから、少しひまがかつても、関係機関で十分その点は譲り合つて、農家の要求する低金利の金が融通できるようにいたしたい、こういうふうな考へております。

○北村暢君 そのほか農林関係には、この信用保証機能があるわけでは、これをいふまでも、農業改良基金制度、あるいは有畜農家創設資金通制制度等、まあ五つ六つあるわけでは、今度また酪農振興基金制度を追加されたわけでは、それで、これらには全部理事長がおり何かがあり、非常に機構的にいふても補綴しておると思ふんです。こういうことからいふても、これはただでやるわけじゃないに、やはり相当な人員も必要なんでありまして、こういう中金の問題、あるいは公庫の問題、これに関連する信用保証の機能の問題、いろいろ勘案いたしまして、農林金融というのは、やはり抜本的な金融そのものの改革というものが必要でないか。これはまあ非常に先ほど

と承言われているところなんです。従つて農林省は、一体この問題について、先ほど局長も言われているように、中金と信連の問題、こういう問題についても、早急に結論を出す必要がある、こういうふうなことも言われておるんですが、一体これらについて、ほんとうに農民のための、いわゆる預け入れるときには高く、借りるときには安いという、この根本的な農民の切なる要請にこたえる金融制度というものが、いつごろこれを改革しようとしておるのか、このめどについて私はお伺いしておきたい。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方面では問題を二段に分けております。一段は、先ほど説明いたしましたのであります。第二段は、ただいま御指摘のありましたいろいろな信用保証制度の問題であります。この信用保証制度の方は、御承知のように、政府は相当の補助を出しまして、この系統金融なら畜養なら養蚕の特典の目的に従つて、円滑に融通するように、何といひますか、特別に力を入れておるのであります。それから、この問題は、私が第一段に申し上げました固有の農林中金なり、信連なり、農林漁業金融公庫のその問題を片づけた後に取り上げたいといひんじやないか、こういうふうな考へております。しかし、その第一段の問題につきましては、これは私、経済局の案は、来年度の予算には、ぜひ間に合はせたいといふことで、そういう関係もありまして、お配した資料等も、相当詳しく問題点を取り上げて作つておるのであります。この問題点に従つて、どうするかということ、

でありまして、それはそれでありまして、しかし、たとえば自作農等につきましては、これは制度ができてから、まだ数年を出でませんから、金額は、私の方では、むしろ一挙にこの倍もほしい、こういう要求を出していただければ、しかし、それはやはり貸付計画、自作農等については、農家の振興計画樹立というふうな関係もありまして、むやみに放漫に貸し付けしますと、結局、農家のためによくないというので、現実の能力というものをよく見てふやしていく、しかし、それにしてこの問題は、貸付種目の点でだんだんだん重点を置いて、前年と比べて二十五億ふえておる、こういうふうな考へておるのであります。それから漁船等については一割五分以上ふやしておるのであります。貸付種目の大きいものから拾つていく、こういうふうな御了解願ひたいと思ひます。

○北村暢君 時間があれですから、簡単に答えて下さい。私も簡単に質問いたしますから。

次にお伺ひしたいのは、三百七十五億の貸付計画に対して資金計画が三百五十五億になつておる様に説明しておりますが、この二十億の差はどうしてどこから出てくるのか、御説明願ひたいのです。

○政府委員(渡部伍良君) これは、結論的に申し上げますと、貸付決定額です、これだけ貸している、それから実行額との関係であります。貸付決定と実行とは年々ズレてきておりますから、そのズレを勘案して来年も多少、二十億程度ふやしてもいいのじやないか、こういう考へ方でありまして。

○北村暢君 それから先ほどの土地改

良、前年度に引き続いて重点施策になつてゐるのだ、従つて、まあ前年度に比較して若干しかふえていないが、これは重点施策になつてゐるのだ、こゝうおっしゃられましたけれども、實際は、今度の経済基盤強化のための資金及び特別法人の基金に關する法律案、これが出来て、経済基盤強化のための資金が出るわけです。これは六十五億出まして、その利子によりまして、一分五厘の利子の引き下げをやる、こゝういふことになつておるわけですが、それによりまして、しばしば説明を聞かされておるのですが、従来の補助事業は補助事業として補助金は少くない、それから今度のこの利子の引き下げによる分については、土地改良の飛躍的な事業量の増大を期するのだ、こゝういふふうに説明を伺つておつたと思うのです。私もまた当然だと考へるのです。が、それにしては少い、いわゆる昨年も土地改良の特別会計ができて、そして従来十五年、二十年を要していた事業が促進せられて、五年か七年でもつて早期にやる、そういうふうな国営事業が進展して参りますという、それに沿つて果實なり団体等の事業も付随して伸びてこないという、せっかくの経済的な効果というものが上つてこない、こゝういふふうに考へられる。そうすれば、補助事業並びに非補助の小圃地等の土地改良事業、これについても飛躍的に資金が増大しなければならぬのじゃないか、こゝういふふうに思ふのですが、それがこゝに表われておらないのじゃないかというふうに思ふのです。この点について、どのように理解されてゐるのか、一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) これは先だつて東委員の御質問にもあつたのであります。別に一枚刷りの資料を差し上げてありますが、それを見ていただきたいと思います。「農林漁業金融公庫の土地改良事業貸付計画及びその実績」、これによると、三十一年度、三十二年、三十三年、こゝういふふうに書いてありますが、土地改良は、御承知のように、耕地で一般が補助、非補助、災害でこれが補助、非補助、その他が補助、非補助、こゝういふふうに分れてゐるのであります。補助といふのは、補助金が交付される事業の自己負担分に対して、その自己負担分の八割に達するまでの分は、この公庫から融資ができる、こゝういふことになつてゐます。非補助事業といふのは、その補助対象になつてゐない事業に対する融資、これがたとへば三十二年度のやつを見ていただきますと、非補助事業が五十五億の貸付予定であつたのが、三十九億しか要求が出ておりません。従つて、貸付決定ができなかつた。その残りは、一部は補助事業の自己負担分の融資率を上げるといふように使ひましたけれども、それでも一般としては、当初予定の九十七億に對して八十九億、約九十億しか貸さなかつた、これが災害の方は、災害が少かつたからよかつたのであります。二十億予定しておつたのが十億、従つて、そういう貸付については、予定百十九億が百二億ということになつてゐるのであります。この残額は、翌年度の貸付の方に回された、一部は自作農その他の方に回すことにいたしてあります。そういうふうな關係になつてゐるのであります。この中で、今度の経

済基盤強化に關する法律によつて、六十億が公庫に特別出資されて、その資金運用部に対する預託利益で五分の利率が三分五厘になるとすれば、非補助のものを対象にいたしてゐるのでありますから、その分が従来とは變つて、うんとふえてくるのじゃないか、従つて、三十二年度の五十五億を六十億に増してあります。これを去年の実行額三十九億に比べれば實際は二十億ふえる、二十億ふえてゐる、こゝういふことになつてゐるわけでありま

す。従つて、その反動的利益として、補助の分がやはりもつと伸びてくるのじゃないか、こゝういふふうに考へてゐるのであります。従つて全体としては、従来の耕地の一般事業の業績に比べて相当期待してよろしいのじゃないか、こゝういふふうに考へております。

○北村暢君 その問題に關連しまして、六十五億六分の利子で三億九千万、これが一分五厘の利子引き下げのために使われるものですね。その対象の融資額が三十五億、こゝういふふうに説明されてゐるわけです。こゝでい

きますという、耕地の非補助の分が六十億ですから、六十億のうち三十五億だけがこの対象になる。そうすると非補助の分のあと二十五億ですか、この分は従来通りの五分の融資、こゝういふことになるのじゃないかと思ふのです。こゝういふふうにしますと、今、経済局長が申しておる通りに、非補助の分の利子引き下げによる資金需要が非常に拡大するだろう、それは確かにその通りなんです、それでまかなひ切れないものができてくるのじゃないか。従つて、まあ私はこの前年度に於いての予定額と決定額との差以上に

今年度は予定をしておかないという、と、事業を進める上において支障を来たすのじゃないか。これで資金計画が十分なのかどうかという点に疑問を持つてゐるわけです。従つて、まあ今説明がありましたが、もう少し的確な説明をお願いしたい。

○政府委員(渡部伍良君) 農地局長が見えております、その詳細は……。

○政府委員(安田善一郎君) 六十五億の基金を経済基盤關係の法律に従ひまして、公庫に一般会計から出資して、この基金を全部資金運用部に預託をいたしますと、六分として、六十五億では三億九千万の運用益が出るわけでありまして、その運用の仕方は、過般御説明しまして、北村委員の御指摘の通りであります。また、非補助融資の融資をします額は、昨年度五十五億でありましたものに対して六十億を計上してあります。原則は五分、土地改良基金で一分五厘を低下いたしました、それは平均的に見れば三十五億ばかり、残りは二十五億ばかりの非補助事業に対する融資額になるわけでありまして、一方が三分五厘になり一方が五分になるのはお話の通りであります。それが十分であるかどうかは、三分五厘という金利に、非補助融資、土地改良事業を、小圃地を含めまして、一般的にするかどうかということになるわけでありまして、他方、金利を引き下げる基金がどれだけ予算を確保できたかどうかということ、二つの關係があるわけです。

あとの方を先に申し上げますと、六十五億をこの基金に充てるといふことです。従つて十分ではございません。最初の方について申し上げますと、三

分五厘といふのは、いろいろ見方があらうかと思ひますが、政府金融でありまして、かなり低い方の利率でありまして、政府關係の金融としまして、通常の金利ではない、いわば言い方に贅弊があるかもしれませんが、利子に対する補助、補助を加えて利子を低下するものという性質のものかなりあるんじゃないか。基金が少いことに應じまして、その用途は奨励的に、お勧めしたいことなどの方へ優先させるといふことで運用を調節するのが、本年度の予算資金關係からは最もいいことだと思ひますが、根本的には十分であるかどうかは、金利の体系とか原資のワケとか等、総合的に、さらに初年度の実効を見ましてから研究するのが適當だと思ふ。

○北村暢君 ちょっともう一つお聞きしたいのは、こゝういふふうに六十五億の利子の運用によつて、利子引き下げによる事業量の問題なんです、農地局としては、土地改良事業が、国営、県営のこの土地改良事業、これを促進することをこの前の国会でやつたわけですから、これに關してやはり経済強化をねらうために期間を短縮する、そのために非常に事業量が多くなると思ふのですが、それに付随する団体等の土地改良事業、こゝういふものが付随してこないという、総合的な土地改良事業そのものが推進しない。従つて、国、省の土地改良事業が進めば、付随するものはやはり資金もふえなければこの目的に合しないと思ふのですが、これによるといふと、それはどうであらうないかというふうに私は感ずるんだけれども、いろいろ使ひ残しがあるとか何とかいふことで説明され

す。もっと根本的に言えば、一番はつきりしているのは、全部政府の出資でまかなってくれば、あとは委託手数料と事務費だけで済むわけでありますが、そういうかね合せで出てきておる

のであります。

○北村暢君　もう一つ。今の経済局長の答弁の中で、土地改良を促進するために、補助でいくらか低利の融資でいくらか、それで、まあ低利の融資でいったん

方がいいということで、三分五厘と、
 こういうふうになったように聞えたん
 ですがね。そのところはどうかんで
 すか。

○政府委員（渡部伍良君） そうは説明

してないのであります。先ほど資料に基いて説明いたしましたように、この非補助の分の伸び方が少ないから、それを伸ばすのには——やはり一つの伸びない理由は、金利が高過ぎるところ

にあるんじゃないか。それで、その問題を少しでも解決したらいいじゃないか、そういう意味でありまして、補助の分は補助の分でどんどんやっていく、非補助の分は非補助の分でどんどん

んやつていく、こういう考えであります。

○北村暢君　今のその三分五厘という極端に低い利率について、ほかのバランスから考えて、今までは一般会計か

らの政府出資金というものが非常に多かったんだけど、これが昭和二十八年ですか九年ですかに打ち切られまして、あとは資金運用部とか、利子の方金の方が、公庫に借り入れの方が

多くなってきたんですね。そういうよ
うな点からすれば、どうしても、公庫
の資金がそうべらばうな低利になるな
んということは考えられない。もし、

将来において政府の無利子の出資が多くなるならいいです。多くなるなら、この利子が下るといことが考えられるんじゃないか、そうでなしに、資金運用部等の利子のつく金を借りて、そうして公庫が運用をしていくということになると、極端な低利のものというのとは考えられないわけですね。それで、そういう傾向にあるのに、三分五厘というのは、突如として一分五厘下げた結果になったわけですから、これが今後の公庫全体の利子の運営をしていく面において、どういうような影響が起ってき、そして将来そういうものがどんどん出てきて、なおかつ低利にやってくっていくという自信があるのか。そこら辺のつり合いというものを聞いているのはそこなんであって、私も、将来三分五厘などという農林金融というのは、非常に普通の金融と違うのだから……。低利のものが望ましいわけだ、望ましいのだけれども、そういう非常に楽観した見通しの上に立つて、こういう低利のものが今度出てきたということについて、将来とも明るい見通しの上に立つて、そういうものが認められておるのかどうか、そこら辺をお伺いしたい。

○政府委員(渡部伍良君) これは根本的な問題になってくると思うのです。すなわち農業は、これは主計局がここに来ておられますけれども、どの国でも農業がほかの産業に比べて、普通の利子が払えるという説を持っている人は、おそらくないだろうと思います。ですから、アメリカだってイギリスだってドイツだって、農業に対して補助金を相当多額に出されておるわけですね。しかし、補助でいくらか低金利でい

くかという問題は、これは、そのときの財政状態なり金利の状態で考えられることだと思つて、従つて、農業金融に對して金利を安くする努力は、これは農業政策としてはどうしても実現しなければならぬ問題であらうと思つて、従つて、私どもの方としては現状よりも悪くなるということとは、これは絶対にしちやいかぬ、たとえ一厘でもよくなる方向に持っていく義務がある、こういうふうな考えでおるのであります。この最近の金利傾向等を見ると、日銀の公定歩合を引き上げましたのを、それを引き下げたらどうか、こういう問題も出ておりますが、これはそのときの金融情勢で金利の關係が違ひますけれども、農業金融公庫の方の長期投資の分は、そのときそのときの金利でやられたものでは、長期計画が立たないわけでありまして、長い目で見ても、漸次下げていくという方向に向いて、絶えざる努力を払うべきである、こういうふうな考えであります。

○委員長(重政廣徳君) ここで、前回の委員会において問題となりました海外農業移住の金融に對する政府の方針について、政府の説明を求めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 主計局の佐藤でございます。前回この委員会でお話があったところでございます。私、間接にその内容を伺つたのであります。

そこで、私どもの考え方を申し上げたいと思つて、率直に申し上げますと、従来、移住会社が移住農民に對して金融の便を与えておるその条件については、必ずしも理想的のものであつたとは私どもも考えておりません。従

いまして、結論から先に申し上げますと、できるだけ誠意をもつてその検討をいたしたい、こういう用意をしております。従来、いろいろ問題がありましたが、その根本は、移住会社の運営全体の問題、あるいは移住政策の全体の問題と関連いたしまして、移住会社というものが、いわゆる金融的な業務をどの程度やるべきであるかという点、一つの問題点になっております。また、その中におきまして、民に對してどの程度の融資を考へるべきか、こういうような根本問題が横たわつております。もちろん、農業關係の収益というものは、一般的に低いといふことは明らかでございますからして、私たちとしては、普通の一般的な企業と十分區別して考へる理由がある、こう思つております。ただ、また相手国の一般の金利というふうな事情も、その際に十分に考へる必要があつたと思つて、また、農業にいたしましても、その土地の条件によりまして相當に開きがあるように思われま

す。従いまして、そういうことを十分検討する必要があるかと思つております。一番私どもが実は困つてゐる問題は、御承知のように現地の通貨立て融資をいたしますのですが、刻々と向うの為替相場が下つてくるわけでありまして、従いまして、もちろん移住会社は最低限度の事業会社でありまして、ほとんど無制限に融資によつて穴を作つてもいいというものでない、やはり一定の採算に乗つて、今後永続的に運営していかなければならぬ性格のものでありますからして、相手国の通貨の為替相場が下落いたします結果とし

て、寝ているひまにどんどん損をしていく、こういうようなことは非常に困るわけですね。中南米方面におきまして為替相場は、現在必ずしも安定しているとは言いかねるような状態でございます。そのために、私どもは、いわゆる為替上から生ずるところの損失というもの、いかにしてカバーするかという問題が同時にございます。そのため、現地通貨立ての融資というものに対しては、どうしても従来積極的に進み得ないいろいろな条件がございます。現地のやみ金利も、従つて現実は非常に高うございます。そういうようなものと比べますと、移住会社の条件というものは、現在のものが必ずしも悪いとは言えないと思つて、安定した内地の事情から比較いたしますと、なお検討すべきものがあるといふふうにお考えになるのは當然だと思つております。私どもは、一定の前提をおきまして、できるだけその問題を頭にもちろんおきませんが、一方において農業移民に對してもできるだけ便宜をはかる必要があるという見地で、最大限に条件を検討したい、こう思つております。なお、御承知のように海外移住会社につきましては、それが持つてゐる原資、すなわち財源でございますが、これは政府の出資と米国の銀行からの借入金とでできてゐるわけでありまして、米国の銀行からの借入金の期限が従来短いために、どうしても融資の期限も短いものになつておつたわけでありまして、これらにつきましても、今後、財政投融資の際に、一つこの会社

のいき方とあわせて、移住会社に對する財政投融資の額を、できるだけ検討して参りたい。そしてそういう資

金源の方も十分検討した上で、初めて条件の改善が考えられる。大体こういうふうなことで、この問題はいろいろむずかしい問題を実は含んでゐるわけでありまして、一々十分検討したい。關係方面である外務省あるいは農林省という方面ともよく御相談を申し上げまして、そしてこの問題に對処して参りたい、こう思つております。

○東隆君 今のお話は、私どもの期待しておつたところは一つも満足されておらないのです。委員長どういふふうにお計らいになりますか。(そんなことではだめだと呼ぶ者あり)

○政府委員(佐藤一郎君) どうもあまりごたごたと並べたのでかえつておわかりにくかつたのだらうと思つて、現在、外務省とも相談いたしまして、現在の条件をできるだけ改善したい、ただ、具体的に十分のデータがございませぬ。そこで、それを一つ十分に検討して、どの程度に金利をきめるべきかといふことを、一つこれから十分検討して、できるだけ改善をしたい、こういうふうな考えでおります。

○東隆君 私はこの間の委員会でお答えを願う範圍は、もう少し具体的なものがここに提示をされると、こういうふうな了解の上に進められておつたところ、こう思うのですが、委員長は、今の程度のものでございませぬか、重ねて私は委員長にお伺いします。

○委員長(重政廣徳君) 私は、本日大蔵省から来ていただいたのは、そういう具体的な数字とか何とかという、そういうことを御答弁を願うと思つておつた、それから前の委員会での問題が出ましたときに、そういうことだと、ただ方向を大蔵省はどう考へ

て、寝ているひまにどんどん損をしていく、こういうようなことは非常に困るわけですね。中南米方面におきまして為替相場は、現在必ずしも安定しているとは言いかねるような状態でございます。そのために、私どもは、いわゆる為替上から生ずるところの損失というもの、いかにしてカバーするかという問題が同時にございます。そのため、現地通貨立ての融資というものに対しては、どうしても従来積極的に進み得ないいろいろな条件がございます。現地のやみ金利も、従つて現実は非常に高うございます。そういうようなものと比べますと、移住会社の条件というものは、現在のものが必ずしも悪いとは言えないと思つて、安定した内地の事情から比較いたしますと、なお検討すべきものがあるといふふうにお考えになるのは當然だと思つております。私どもは、一定の前提をおきまして、できるだけその問題を頭にもちろんおきませんが、一方において農業移民に對してもできるだけ便宜をはかる必要があるという見地で、最大限に条件を検討したい、こう思つております。なお、御承知のように海外移住会社につきましては、それが持つてゐる原資、すなわち財源でございますが、これは政府の出資と米国の銀行からの借入金とでできてゐるわけでありまして、米国の銀行からの借入金の期限が従来短いために、どうしても融資の期限も短いものになつておつたわけでありまして、これらにつきましても、今後、財政投融資の際に、一つこの会社

るので、そういうものについて、どの程度にするか、どうも、その努力をするのだというように、言われたい限り、この問題は、移住会社のことが、本格的に改革されて、ほんとうに農業移民に適するものにならない限り、これによって改正しようというところまで、いっているのですから、そういう状況というものを、勘案して、言明してもらわないと、ただ単に改良するつもりで、これは、たまたま、言明で、これは、たまたま、同じようなものなのです。先ほどから、東委員が、しつこく言っているのも、その辺に、ありますので、しかも、その大きなネックは、大蔵省だと、こう言われている。端的に言って、外務省も、折衝はするのだけれども、大蔵省が認めぬと、こう言っているのだから、当の責任者の大蔵省が来たのだから、そこら辺のところ、三者で協議したのなら、はっきり出して、もらわないと、ちよつとこれは、困るのですよ。

○政府委員(佐藤一郎君) 今の御質問、よく私にも御趣旨はわかります。外務省の立場としましては、まあ、私もいろいろお話をしておるのですが、もちろん、安ければ、安いほどよい、こういう、大体大きな考え方の方向として、そういう方向で話を当てておるので、大蔵省がネックだとか、いふことでなくて、私どもの方として、は、現実には、ほかの方とのバランスもと、りながら、十分合理的な線をきめた、い、こういう考え方で、今データを集めて、そして、検討しよう、こういうわけであります。

○政府委員(佐藤一郎君) 今の御質問、よく私にも御趣旨はわかります。外務省の立場としましては、まあ、私もいろいろお話をしておるのですが、もちろん、安ければ、安いほどよい、こういう、大体大きな考え方の方向として、そういう方向で話を当てておるので、大蔵省がネックだとか、いふことでなくて、私どもの方として、は、現実には、ほかの方とのバランスもと、りながら、十分合理的な線をきめた、い、こういう考え方で、今データを集めて、そして、検討しよう、こういうわけであります。

○政府委員(佐藤一郎君) 今の御質問、よく私にも御趣旨はわかります。外務省の立場としましては、まあ、私もいろいろお話をしておるのですが、もちろん、安ければ、安いほどよい、こういう、大体大きな考え方の方向として、そういう方向で話を当てておるので、大蔵省がネックだとか、いふことでなくて、私どもの方として、は、現実には、ほかの方とのバランスもと、りながら、十分合理的な線をきめた、い、こういう考え方で、今データを集めて、そして、検討しよう、こういうわけであります。

○政府委員(佐藤一郎君) 今の御質問、よく私にも御趣旨はわかります。外務省の立場としましては、まあ、私もいろいろお話をしておるのですが、もちろん、安ければ、安いほどよい、こういう、大体大きな考え方の方向として、そういう方向で話を当てておるので、大蔵省がネックだとか、いふことでなくて、私どもの方として、は、現実には、ほかの方とのバランスもと、りながら、十分合理的な線をきめた、い、こういう考え方で、今データを集めて、そして、検討しよう、こういうわけであります。

の方から、實際野党だけれども、ひそかに頼まれて戦っている。それは予算委員会においても率直に私たちは言いたけれども、大蔵大臣はびくりにして、びくりにして戦っているが、外務省は本気になって戦っていない、農林省はこれを応援するつもりもない、外務省の非常にお座敷でもって移民問題というものは停滯した状態で今日まできているのだが、この年度の三十三年度の予算においてもそうでしょう。日本の移民は、中南米に対して一万人ないし一万四千人くらいの計画ですか、立っている。イタリヤは外務省側の資料によつても明らかにならぬように、三十万人の長期移民計画を立てている。そうしてこの外務省予算の移住振興に必要な経費というのは、わずかに九億三千四百七十七万四千円しか取られていない。これは一万人の渡航費貸付金であつて、その現実的な内容というものは、それに要するものは六億五千三百二十六万七千円、こんな状態で、移民です、日本の移民は、これはみすぼらしい昔の満州移民という時代ならいざ知らず、戦後の日本のように移民を海外に送っている国はどこにもない。そういうような問題は、移民というものを非常におさなりに、外務省が外国に物を運ぶような考え方で、生きていく人間をそこに植えていくというところで、愛情を持たずして、予算関係の折衝なんかやっていると、こんな移民を送り込まなければならぬ状態になっている。これには、もつと私は今までの長い経験を持つていた農林省なり何なりと、基本的に外務省というものは話し合い、大蔵省にも立ちあつてもらつて、ただ金を出すとか

出さぬというような形ではなく、日本の今後の移民政策はどうあるべきかという問題を、もつと検討してかからなければ、国策にならぬと思うのです。もうこういう問題が一つはつきりしていない。ただ単に、これは内地のまゝで小団地の問題のように、利子の問題はどうかのこのうたうただけできたのでは、私たちは、末端的な政策としか受け取れない。やはりそういう点を、幾らかでも今までの考え方を變えて、もつと緊密な連絡を外務省なり大蔵省なり、農林省がやつて、この移民に対して当面の金融問題に対してもやつてみるという態度を明らかにされないと、抽象的なことを言っているから、東君のようにやはりある程度助けなければならぬ。もつとはつきりしろ、これに対しては今まどにかく具体的に大蔵省はいかなるただ何とかなければならぬという大蔵大臣の命令でこういうふうな抽象的な答弁をやっているのか、それとも、ほんとうに農林省なり外務省なりと話し合つて、そうしてきようこの委員会に臨んで来ているのか、それを明らかにしてもらいたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 先ほど来お話しになつておりました条件の問題につきましても、申し上げましたように、検討中でございますので、具体的な数字を申し上げる段階にはなっておりません。しかし、たびたび申し上げましたように、私はこれを改善する必要があるというのを十分認めております。

それから移住政策全体のお話がございます、これはあるいは外務省からお答えすべきことだと思いますが、大蔵省の立場から申し上げますと、私も率直に申し上げまして、必ずしも現在の状況が満足すべきものと思つておりません。しかし、いろいろむずかしい問題があるように感じておりますからして、大蔵省としまして、一つ一つむずかしい問題を片づけていくべきであらうかと思つております。特にただいまの議題に関連のある移住会社の運営の問題等につきましても、深い関心を持っております。どういふふうにしたらば、円滑に運営をして目的を達することができるか、そういう点についても、われわれももつと研究したい、そういう意味で外務省、農林省、大蔵省、そういうような関係のところ、できるだけ近い機会に現地へも一緒に行つて十分研究したいというふうなことも、ある程度考えようとしております。まあ今のまゝでは、移民問題がどつちつかず、に身動きしないような状況にあるように、私どもは実は感じておりますからして、できるだけこの御希望に沿うように、政府の中で検討したい、また検討ということになるので申しわけありませんが、そういう気持ちでやつておりますからして、御了解願います。

○説明員(相谷孝夫君) ただいま戸叶委員の御指摘になりました点でございますが、あるいは外務省がこれまで移住問題につきましても非常に努力はいたしておるのですが、十分な、決してわれわれも満足しているわけではございません。大いに努力をいたして、今後十分努力をいたしたいと思つております。一時いろいろ農林省関係その他のこともあつたかもしれませんが、われわれといたしましては、特に農業移住者が多い関係でございますので、農林省と緊密な連絡をとつてやつており、また、大蔵省ともできるだけ連絡をとつてやつて、協力一致移住政策というものを進めていきたいというつもりでやつておる次第でございます。ですから、その点一つ御了承願いたいと思ひます。

○戸叶武君 大蔵省の人が言うように、移民問題にはなかなかむずかしい問題がいろいろあるもので、その一つ一つを具体的に片づけていかなければならぬではないですが、一番問題になつてゐるのは移住会社そのものの実体にもつとメスを入れなくちゃならないのです。現地の人は、外務省なり何なりと遠慮があるもので、ほんとうのことを言えないで、ほんとうのことはわれわれに言っているのです。ひどいので、人的な構成でも金の貸し方でも、でたらめなんです。外務省のやる仕事でもって、この事業関係においては、能力がないのじゃないかと思はれるほどでたらめがやられてゐる。そういうところに大蔵省だつて金を出し渡すのは当りません。そういう形をいかにせんとして隠蔽して、ごまかしていくことができないようなやり方というのが、移民問題を停滯させている基礎であるし、大体予算要求をやつても大蔵省に削られるのは、そういう弱しりがあるからです。で、こういう問題は、私たちは当初から心配して、そうして今までのいろいろな経験がある農林省側とも、とにかく連絡をとり、それから移民関係に対しては経験のある練達の手を採用して、官吏の古手や飲んだくれやインチキ山師といううな者をとにかく動員して行つたのじやだ

めということでも、きびしく口をきわめてやつたのです。言うことを聞きやしないのです。これは、現地に行つてよく検討して調べるといふことで、ブラジルあたりから来た人でも、こつちでほんとうのことを言つて政府の人に意地悪な言ひを言はせるといふ、ほんとうのことを言えないで、われわれに訴えているのです。これはほんとうに私は役人だけを何べんやつても、何をなれ合いの仕事をやつてくるか、今までの経験では、わからないのです。それから移民関係のいろいろな古いボスや動員して、幾たびか南米その他に往來をしておつても、一つも成果が得られない。私は、こんなことが足踏みをしていると、日本の移民というものは出先の方からくずれて、こじれてしまつて、順調な伸び方ができないのじゃないか。この際、私は大蔵省に非常にお願ひしたいのは、いすれにしても金を出してもらいたい。金を出すと同時に移住会社や何かの運営、經理の問題、そういうような問題に対しても、所管外と言ふかもしれないけれども、何らかの形において、もつと今までのような悪評が立たないような、一つの監視なり監督なり、どういふものがこれを責任を持つかといううな点も考へてもらわなくちやいけない点か一点。

それからもう一つは、やはり金融の問題で、移民は現実において大部分が農業移民である事実に沿うならば、日本内地におけるこの農業政策の線に沿うての農民に対する金融というものが、どういふふうになされてゐるかということがわからないはずはないので、それとこの移民との間の差別感、

ギャップ、こういうようなものが平気で今日まで持続されているのは、農業政策と結びついた移民政策というものに何ら考慮が払われていない結果からきているのだと思うのです。そういう関係を、私は、外務省、農林省並びに大蔵省から、おののお答弁をお願いしたい。

○説明員（粕谷孝夫君） まあ会社の運営の問題につきましては、いろいろ問題もあると思っておりますが、われわれとしまして、現地の方も監督を厳重にすると同時に、この点につきましては、今後におきましても一その監督を厳重にして、運営をできるだけまあ移住者の気持に沿うようにするため、一生懸命努力をいたしておる次第でございます。この点につきましては、いはいは特に資金の關係に關係あります大蔵省とは、一そう緊密なる連絡をとっていきたいと思つておる次第であります。

○戸叶武君 まあ農林省が答弁する前に、外務省にもう一つ注文をつけておきますが、今までの移住会社の問題は、われわれも現地に行っていないので、現地の人の訴えだけではなかなかわからない。少くとも外務省の責任において、今までの移住会社がいろいろな非難をこうつてゐるが、どういふところに問題点があるか、どういふ問題を起しているか、そういう問題を詳細に、今までの経緯の資料を、私はやはり農林委員会に出してもらいたい。それでないと、ほんとうに検討ができない。何しろ南米のことなのであつて、来ている人も函に衣を着せたような形で、訴えんとしても、訴えたことを、

だれの中から言つたんでいって、外務省の連中に意地悪なされたら、現地に帰つて困るというやうな、そういう不安感もあるやうな状態なんだが、十分監督するといふが、監督する前に、今までの移住会社はどうか、どういふやうな建直しを今やりつつあるといふことを、一般の人がわかるやうな形の資料を提供してもらいたい。これは今後問題が残つてゐる。

○政府委員（永野正二君） 最近の南米方面の事情を考えてみますと、ここ数年、今後十年ぐらゐの間が、日本の農業移住が先行き伸びていくか、あるいはこれがじり貧になるか、その分れ道になる非常に大事な時期だと考えております。従来、農業移住につきましていろいろの外務省との所管の關係の問題等もございましたが、移住に關係いたしますと、たとえば海外協會のあり方、あるいは移住振興のあり方というやうなもの、この關係では一つの大きな問題点であると存じております。私もどなたもいたしましては、従来も努力をいたして参りましたが、今後は一そう、ただいまのやうな情勢でございますので、これは単に各省の立場だけでなく、各省を通じて一つの貫した態度といふものを早くきめまして、それに基いておの役所がそれぞれの仕事の分野に應じて最善を尽くすといふやうなことにいたしますようにお考えをはつきりと私にお示しもございまして、今後十分努力いたしたい、こう考えております。

○政府委員（佐藤一郎君） まあ移民政策は外務省、あるいはそれと関連して農業政策の一環としての農業移民については農林省において、十分御検討の上、立案をせられることと思つておりますが、大蔵省の立場といたしましては、できるだけ一つ御協力を申し上げていきたい、こう思つております。まあ一つ一つ片づける、いろいろな問題があると思ひますが、できるだけ実効の上るやうな方法になるならば、私たちが申し上げたい、こういう考えであります。

○説明員（粕谷孝夫君） 少し前の私の答弁を補足していただきたいと思ひます。実は、この会社の經理の問題につきましては、当方におきましても研究してやつております。また、毎年会計検査院の方でも検査があるのでありますが、全然不正といふやうなことはないと、それがわかつておるのであります。それから会社の評判が悪いといふことは、われわれも耳にいたします。また、この点の改善方については、十分努力いたしておるのであります。一番問題は、ただいま問題になりましたやうな会社の業務が進まない、あるいは貸付その他の条件等がきびしいといふやうなことが、非常に大きい原因の一つではなかつたかと思つてございします。この点につきましては、先ほどがら語がありましたやうに、大蔵財政当局の方も改善に賛成でございしますし、農林省の方も十分に御協力を願ひまして、大いに今後会社の仕事が進むやうに努力いたしていきたいと思ひます。

○柴田榮君 議事進行について。一つ懇談するため、速記を少しとめて……

○委員長（重政廣徳君） 速記中止。（速記中止）

○委員長（重政廣徳君） 速記をつけ

えられるのでありますが、第一条の目的、この農林漁業金融公庫の目的は、「農林漁業者に対し」とは書いてありますが、結局におきまして今の十八條の明文から考えますと、農業の生産力の増強に役立つといふ意味で、實質的にはその目的に包含されると思つてございします。それで、それはレギュラーなやり方かどうかということが御質問の中心点になつておると思ひますが、實質的な大きな趣旨が異なる限り、これを、實質的に合うやうな目的を、いわば付帶的に、付隨的に各条に書くことは、必ずしもないことではございません。これは非常に質的なものをやります場合には、目的の条文の改正をするのが当然でございします。が、結局、大きな目的に合致しながら、實質的にはその目的に合致しながら、付帶的にそれを限定的にやるという場合に、目的条項を変えないで、そのまま書くこともございします。まあ実は法制局でもこの法案が参つたとき、この点一応検討いたしましたのでございします。結局、農業の生産力の増強といふことに役立つ、そういう仕事といふものは、農林省の仕事として考えられます。それで、この農林金融公庫の一条の目的に、實質的には矛盾するものではないと思ひましたので、目的条項の方を改正しないでお出し申し上げたわけでございします。

○東慶君 今の答弁は、問題になつたが、農林省の方から申し出があつたので、生産力の増強、それと實質的には同じことになる。だから、これを法制局としては認めたのだ、こういうお話なんです。私は、この農林漁業金融公庫法の成立ですね、そのそもその

大前提です、それはずして、農林漁業者以外の産業資本家に適を聞くことは、これは非常に大きな間違いだらうと思う。こんなことをやっていったら、これはもう片はしらいろいろなものが出て参ります。ことに農産物の価格安定法に規定されているものは、澱粉を使おうとしているわけでしょう。

願いたい。

で、中身は農林大臣がみなきめるのでしよう。そうすると、どういうことになってくるかという、と、どんな別な方向に金が出ていく。そういうものは、私はおかしいと思う。疑問があつたという、その疑問の点を一つお話を

けれども、澱粉以外に大豆もありますし、菜種もありますし、いろいろなものがある。今後、私どもはこの中にいろいろなものを入れていこう、こういうことを考えておる。そうすると、それによって、それを原料にして新桐産業をどんどんやられたら、また産業資本、どんどんそっちの方面に出さなければならぬ。農林大臣に圧力を加えたら、すぐ今度はそっちの方面に出すという道が開かれておる。だから、農林大臣が命令をすべき範圍でないものに道を開いたのですよ、ここでは。それが法制局としていいですか。私は、第三部長が経済立法、こういう方面でもって非常に明るい人だと思えますが、私は法律をやりませんから常識的な人間だけれども、しかし、ここで目的外的ものに出す道を開いて、そうしてそれを農林大臣の委任事項とする。そういうのは大きな間違いだらうと思ふ。やはり第一条の目的のところ、

○政府委員（山内一夫君） その対象は、たしか、字づからいくと問題になりまして、実は問題にいたしたたけでござえますが、十八条の二に書いてありますのは、「当該事業により当該農産物等につき新規の用途が開かれ、当該農産物等の消費が拡大される」と認められるものを営む者に対し」、こういうふうに限定しておりますので、これが農林政策、農林漁業の生産の拡大という範圍に入るといふように理解されましたので、一条の目的条項を変えなかつた、こういうふうに申し上げたと思います。それで、確かにこの対象の先になる会社がどういふふうな経済的性情格を持つかということとは、一つの問題になりますとは思いますが、こういうふうに限定されたい場合は、農林省所管の公庫でやつて少しも差しつかえないと考えております。

自作農維持倉庫投資金のこの中に入れて、農産物価格安定法の第二条云々というのはこの目的のところに入れて、そうして限定をしてやれば、あるいは私は多少考えられる面があるけれども、こんな目的外的ものに出してやるようなことをやっているし、これを業務でもって規定しておいて、そうして今度は金融公庫の業務方法書でもつ

○東隆君 私は、あなたと問答してもこのところは解決しそうにないですから、この点でそこところはやめまされども、レギュラーなやり方ではないですね。目的を改正してやるのが本則じゃないですか。

○政府委員(山内一夫君) 例のないことではございません。

○東隆君 それでは例を一つ教えて下

さい。この金融公庫に関連して。

○政府委員（内一夫君） 今ちょっと調べましたところでは、住宅金融公庫法に例がございます。住宅金融公庫の目的は一条に掲げてございますが、この業務の範囲の方で、十七条の八項といたのがございまして、そこでは「土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設及び譲渡」というものを公庫の業務として入れておるのでございます。これはここに書いてありますように、

することを困難とするものでありますれば、そういうものの事業が伸びますと、結局において、それはこの「農産物価格安定法第二条第一項に規定する農産物等を」生産している農民の方々が困る。その生産力が伸びないという関連になっておりますので、第一条の目的には、実質的には合っている、こういうふうな考えているわけでございます。

に、住宅金融公庫は「住宅の建設に必要な資金」の融通でございますか、それから保険。そういうふうな一条の目的とするものに、直接文言的にははずれるわけでございますけれども、実質的には、一条の目的に包括されるというので十七条の八に一号、三号として

○東陸君　工業生産物に大ていなるんですがね、農産物は……。農産物は原料を供給する産業です。だからその意味において、農産物を原料にして使うものは、みんな農民に關係がある、こういうふうな広義に解釈されるのですか。

起してございますが、ございます。

○東隆君 私は住宅金融公庫法をあま
り見ませんが、これは貸付先が限定さ
れているのでしょうか。これは目的の
ところで、「農林漁業者に対し、」とその
農林漁業者は、農林漁業者の作ってい
る法人にまで、そこは伸ばしてある。

○政府委員（山内一夫君） まあ非常に
広義に解釈されるかというのと、そうで
はないとお答えした方がよろしいと思
うのであります。結局、程度の問
題と思いますが「農産物価格安定法
第二条第一項に規定する農産物」とい
うものは、これは非常に農産物におい

ところへ大きく限定をしてあるからこそ、農林漁業金融公庫になっているのですよ。産業、ものをこしらえる会社にそこから資金を出さなくても商工金融公庫があるのですから、そちらの方からお出しになるのが当りまえじゃないんですか。ほかにないなら別ですよ。どうですか。

○政府委員(山内一夫君) それは確かに、その第十八条の二の貸付対象になつてゐるところのものには、ほかの連の深い工業というものは、本法の中に入れてもよろしいと、こういうように申し上げてゐるわけであります。

金融機関からも貸せるようにはなっているわけでございますが、実際上の金融の実態から申しまして、農林中央

○東隆君 農業者に非常に関連が深いところ、こういうのですが、法律の条文を解釈すると、生産力の増強なんです

よ。いいですか。農産物の価格安定法というのは、これは価格の安定なんです。流通部面なんですよ。いいですか。流通部面を問題にして価格の安定を考へていいんですか。だから生産力の増強という問題に持つていくためには、間接の間接の形になつてくるわけです。だから法律が非常にその間接のことをいろいろにそれも関係がある、関係があるといつて伸ばしていつたら、それは階限がありませんよ。だ

から私はこの住宅金融公庫の場合には「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な」云々、こういうふうに書いてある。そして貸付先は国民大衆という広範のものです。事実この住宅金融公庫にしろつて、農民の方になかなかいきません。

農業者が家を建てようと思つても、制限が加えられてそれはできません。だから貸付先を狭めることは非常におやりになつておる、法律でもつて國民大衆という大きなその眼目をかけて貸付先を考えても、狭めることは一生懸命やつておる。これを広げるのですよ。

広げていく。この目的からそれて外に
 広げていくようなやり方です。そう
 じゃないですか。住宅金融公庫でも
 てこれは大前提は「国民大衆が健康で
 文化的な生活を営むに足る住宅の建設
 に必要な資金で」云々と、こう書いて
 ある。これはもう明らかに大きな大衆
 を前提に置いて、お金がないから、そ

ここでそれに制限を加えて、そしてこうやっているわけです。だからそういう規定にしか取れないわけです、業務の方で規定をする場合は。こつちの場合ではそうじゃないのです。農林漁業者をこういうふうにちゃんと、これは相当

大きな部面でも、そこへこうやって、そしてその中にできるだけ出していい。しかし、非常に金がたくさん潤沢でもって使ひ切れないものなら、これは話は別ですが、どんな需要があつて、そして要する金です。そのときに、今度は農林漁業者以外に對して資金の道を開くなどという、そういうことが、あなたの方は経済関係の立法の方の關係をおやりになっているが、それは理屈にかないますか。私は常識的な人間だから、なんです。そういうことをやられていくと、私は、いろいろな問題が関連をしていくと思ふが、どうですか。

○政府委員(山内一夫君) 何回も同じことを繰り返して御答弁するようで恐縮なんです。私としては、十八條の二というのは非常に間接なというふうには考へないのでございます。農産物の種類がこういうふうになつております。し、当該事業により当該農産物等につき新規の用途が開かれ、当該農産物等の消費が拡大されると認められるものを営む者に對し、こうなつて、まあ農業者が非常に近い關係に立っていると、こういうふうには思つておりますが……。それでありますから、十八條の二項というのは結局この公庫法の第一條の一項の精神に適合しておる。それに實質的には含まれておると、こう読んでよろしいのではないかと、こういうふうには思ふわけでありまして、

○東隆君 この住宅金融公庫法は、これは例なんです。この例は、今申し上げたように、さっぱり私を満足させない例です。そこで、ほかに何かいい例がございましたらば、お示しを願いたい。私は、金融公庫の資金もと

よりのことであるけれども、農林中金の資金にしても、非常に広げることによつて、農村金融の系統が非常に乱れてきている現在、だからせめて国がやつておるものなどを、はつきりと一つしておき必要があるだろう。こういう考え方を持つておるのです。特に必要があるものですか。例がございましたらば、そういうことをやつたことの……。それでお答えができません。うでしたら、これはちよつとあれですか、私はまだほかのことをだいたい聞くことがございますので、お探しになつて、そしてお示しを願いたいと思ひます。これでは満足しない。

○政府委員(山内一夫君) 実際それは現在の金融公庫法で申しますと、非常に厳密に申しますと、農林漁業者に對して一條、一項で書いておる。十八條の方に参りますと、ここで「農業、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人」となつておるが、それで、この条文のくくりは「(以下「農林漁業者」といふにカッコ書きになつておる。(以下「農林漁業者」といふのは、これは私条文を當ててみましたときには、当該条項の七号に「農林漁業者」といふ、この意味を、この一項の(以下「農林漁業者」といふところでは実は押えておるわけなんです。そこで、実を申しますと、金融公庫法自体は、この一條で言つておる農林漁業者と十八條の農林漁業者とは、違つておるような建前でできておるわけなんです。そこで、十八條の現行法解釈自体が、その考え方として、一條の一項の農林漁業者からはみ出るといふことが言える点が、やはりあるのではないかと私は思ふ。

これは制定当時のいろいろな考え方から申しまして、公庫の考え方は、あくまで農林漁業者を中心したもの、を考へるのだという考へをとりまして、それで十八條の方で若干のふくらまし方、と申しては語弊がありますが、そういうものを考へてみましたときに、現行法の立場がございまして、それで十八條の二というのもその一條の根本的な目的にふつり合ひでも、それに實質的に合うというわけなら、目的条項を改正しなくても、十八條の二として入れた方が、現行法の態勢からいって、ずっとこれが運用されてきました。今までのいきさつからいって、それでよろしいのではないかと、こういうふうには判断いたしましたわけでございます。

○委員長(重政廣徳君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(重政廣徳君) 速記を始め

○東隆君 それでは法制局關係をなるべく早く……。

そこで、今お話しになつた塩業關係です。これは大蔵省の完全な圧力です。大蔵省が圧力を加えてやつて、この中から出しておる、そうではないですか。大蔵省は塩業のような、あまり利益にならないようなものは、農林漁業金融公庫から出しておる。タバコ耕作に關する限りは、これは一指も触れさせません。タバコの方は非常に利益の上つておる仕事であるから、そこで、大蔵省が圧力を加えて、目的外のところに出しているのですよ、塩業は、いいですか。そのために、塩業に出している例があるから、農林漁業以外のものに出す、こういう今御説明を

されたのです。それは説明になりません。私は塩業をやっている人が農業者でもないし、あるいは水産業者がやつておるかもしれない、塩業者という塩業を業としておる人でも、ほかの仕事をやつて、かえつて農林漁業者に近い、そういうような意味で、少しは解釈がつくかもしれないけれども、これを十八條でもつて入れて、この法律を非常にあやふやなものにこしらへ上げた。これは、ここに例があるから、もう一つ伸ばしたのだこれは一條でもつてちやんとやつておるわけですが十八條の二を新たに起してそしてやるといふのも、非常に疑問があるのです。法律の方は私はこしらへ方についてははなはだなんです。そういうものがあつてしまふ、だから、これはこしらへ方がむちゃなんです。私は、大蔵省關係が圧力を加えてこの法律をこしらへておるといふことが、今度の改正の根本になつておると思ふ、支店をこしらへることも理事を置くことも。だから、その關係を明らかにしなければならぬ。あなたはほかに例があるというから、その例をお聞きしたところから、住宅金融公庫の關係、しかし、そんななになんて、この公庫の中に

出されたから、私は直接初めからその問題を中心にして大蔵大臣に聞こうと思つていたその事項に触れられたから、あなたに聞きますけれども、これは塩業を持つてきたのは、これは大蔵省の圧力に農林省が屈服しただけの話です。

○政府委員(山内一夫君) 大蔵省がどういうふうな考へていたのか、その点は私もよくつまびらかでございませんですが、私が、今度の一部改正の御提

案をする際の審査に當りましては、現行法が一応そういう考へ方をとつておりますので、十八條の二を入れます場合には、先ほどから申し上げておりますように、一條の一項の實質的な目的には包含される、それで、現在の農林漁業金融公庫法を土台として一部改正を考へました場合には、目的条項をむしろいじらない方がいいじゃないかというふうには考へたわけでございます。その点を今御答弁申し上げておつたわけでございます。

○東隆君 私は、法制局の方はザインを中心にしてお考へになり、私の方はゾレンの立場に立つてやつておる、立法を考へるときに、私どもはこうあるべきであるという考へ方から考へておるのです。そこで、前に例があるからといつて、議會はよく前例を引用されますけれども、しかし、それは間違つておるのですから、だから許容の範圍があるはずなんです。だから今回の場合は、これは許容し得べき範圍のものじゃない、許さるべき範圍のものじゃないと思ふのです。この主張は、そこで、それは前例に塩業のなにをとりまして、十八條の改正でよろしいと、こゝうやつてきて、そして十八條の二を起されて、そして新しく設定をされる、条文を一條起されたことは、相当重視されておるということの意味しておるかもしれないけれども、私はどうもこれは非常に遺憾です。だから、これは目的にはずれたことを書いて、そして悪い言葉でいへば、議員をこまかして、そして農林大臣が特に権限を持つて、そして公庫に命じてこういうものに出すような業務方法書を出せ、そうすれば認可をするぞ、こゝうい

うことになるわけです。これは非常に重大な私は中身だと思ふので、私はこれは法制局の方に、普通のやり方じゃないのだ、特にこれは今回は短期間の間に通すためにこういうことをやったのだ、こういうお考えの返事が出ると私は納得しますが、しかしこれはどうも……どうです、今後こんなことをやられたら大へんです。こんな法制局の方で原案をこしらえられたら大へんです。そう思いませんか。ほかにあるのですからね、産業資本家の構成するところのものを金を出すとこれは、金融公庫もあるし、開発銀行もあるし、いろいろなものがある。それらのものは、大蔵省の方が圧力を加えて出さぬといふかもしれない。しかし、その道は、私は十分に聞くことがでさると思う。私はもっと端的に言うならば、ここから出る資金は、農林漁業者の構成しているところの法人に出すのが本旨なんです。だからこういう条文は要らないと思う。私はそういう考え方に立つておるのです。だから、この法律を遂にいじられて、金融の系統を乱されれば、大へんな問題になることをおそれるのですから、法制局、農林省の方からいろいろお話をあつて、そうしてやむを得ず十八条の改正でやりました、こうお答えになりますか。

○政府委員(山内一夫君) 先ほど先生からゾルレンでやれというところ……
○東隆君 いや、そうじゃないのです。
○政府委員(山内一夫君) 何といひますか、やはりそれぞれの法律、多少いろいろないきさがございまして、そういうことも立法に当って全然参考にならないわけにもいかない面がありますし、そういう面から考えまして、現行の農林漁業金融公庫法を前提としまして、それに一部改正を加えるという法制上の技術だけから申しますれば、十八条の二は、別に条項を加えないでも入れてもいいといふのが私の判断であつたわけでございます。

○東隆君 法制局長官とお話しになりましたか、この中身についてあなたの方……あなただけの考え方でもつてやられたのか、これはもう法制局長官は、この点について疑問を持たれませんでしたか。

○政府委員(山内一夫君) むろん私の上司に次長と長官がおるわけでございますから、相談いたしまして、そういうふうで、これはこれでよろうといふことで、立案当時も会いましたし、きのう御質疑があるといふことで、御答弁申し上げる際にも、そういうことで答弁してよろうといふことでありました。

○戸叶武君 関連。この最近のやはり立法技術の中で問題になるのは、農政に対する考え方というものが非常に大きな変化をしつゝあるのじゃないかと思ふのです。先ほどやはり東君も質問しておりましたが、この農作物の価格安定というものは非常に重要であります。その安定のためには、やはり農作物を原材料とする製造または加工工業というものを育成する、ということも当然必要でありますけれども、それを理由として、この食糧増産に必要な土地改良や何かというものを、どつちかといへばおろそかにして、資金がその方向にだけ流れていくんじゃないかという危険が非常に感ぜられるので、たとえは今問題になっているところの福永

価格安定法の問題にしてもそうでしょう。この直接養蚕農民の利益を擁護するといふよりも、間接擁護の形で、産業資本家を通じて福永価格の安定というものをやっていく。それをやるためにはざつと百億円もの金を投げ出して、その一方において、今一番もめていけるのは酪農振興基金の問題でもありますが、あれは五億円ですか、政府の方で出す。これはやはり福永価格安定法のように、業者を通じてやってもらいたいというのが業者側の考え方。それから酪農関係の農協その他の生産農民においては、自分たちに直接渡してもらいたいというので問題が起きています。それが、非常にこれは現われてきた現象面だけをつかまえるのでなくて、政府の農政がこの辺で迷走していると、私はえらいことになると思ふのは、今度のこの条項でも、東君がついたように、農民を救済する、農作物の価格を安定するといふ名目のもとに、資金といふものがだんだん農民に直接流れ込んで、そうして農作物の加工に従事するようなそういう業者の、商業資本的な方向へ流れる仕組になつていける。日本の農業全体が資本主義的な方向に完全になっていけるならば別だが、そうでないのにもかかわらず切りかえが盛んにされる。補助金はだめだ。それで今度は融資の問題でも、これは日本の農政の大きな転換です。それは見ていられるに、直接農民にこの利益を与えられるかというところ、そうでなくて、農民を名として取り上げられていける方向にあるんだが、これは単に法制技術上の問題だけじゃないかと思ふますが、法制技術の問題からいっても、こういうやり方をやると農民は実質犠牲に供せられるんじゃないかと思ふますが、これに対するお考えはどうですか。

○政府委員(山内一夫君) 今の問題は根本的な問題であつて、ほとんど私のお答えできないことである。そればかりで、ただ法制的に申しますれば、今の問題は、十八条のみで、最後に貸付の業務を行うことができるということ、何といひますか一条の方、全体の本来的な方の融資とは、言葉の上においては、ウェットを若干置いて、その辺の配慮が若干程度はしておるわけでございます。あとの、今、戸叶先生のおっしゃつた全体の大きな政策の問題は、ちよつと私からお答えするのはいかがかと思ひます。

○政府委員(瀬戸山三男君) 今、戸叶さんの御質問といひますか、御意見は、農政について非常に重要な問題だと思つておられます。そこで農政と申しますか、農業政策の基本的な考えに、今お話になりましたような趣旨の意見も相当にあるわけでありましたが、現在とつております農政の方向といひましては、そういう考えでやっておるわけではございません。ただこの農林漁業金融公庫法の一部改正のうちで、新規用途と申しますか、関連産業について融資の道を開こう、こういうことを具体的に指摘されておると思ひます。が、なるほど農業政策を実行いたします場合には、直接農民と申しますか、農家の事業に対して助成をすべき点も相当あるわけでありまして、政策面について助成等を講じておることは、御承知の通りであります。問題は、生産を大いに奨励いたしまして、御承知のように、その流通経済に乗らなければ、直接農民に対する助成の効果が恒

て、価格政策を名として、流通面の拡大なり強化なりということだけをね

農民に不安を抱かせないような処置がとれますか。

○政府委員(瀬戸山三男君) 今おっしゃる通りに、政策を簡単に申し上げますか、放任しておきますと、御心配のような点があると私どもも承知いたしております。その点は大いに反省をし、気をつけなければならぬという考えをもつてやっておるわけであります。

そこで農業保護政策はもちろんとする根本の方針であります、少し余談になると思いますが、御承知のように、日本の場合のように非常に広範な農山漁村を亘ておる場合と、あるいはイギリスとかアメリカ等のような先進の場合とは、国家財政全体、あるいは国の成り立ち全体から、他の諸産業との比率と申しますか、割合が非常に違うわけであります。従つて農業保護政策をとりますけれども、国家財政全般から見ると、十分なる保護が広大でありますので、十分なる保護政策がとれないというくらいは、私どももまあ残念に思つておるわけであります、これはたとえば四五％ないしは半数と言われております対象でありますので、それに対する保護政策が末端に参りますと十分でないというの、これはもうだれしも承知いたしておるところであります、それは国の人口構成の成り立ち、諸産業との関係の成り立ち、こういうところに日本の農政のそういう意味の難点があるのだ。まあかように考えておりますので、決してこれを今御懸念のようなふうに持つていこう、という考えは全然ありませんということを申し上げておきます。

○戸叶武君　今の私は問題は非常に大

きい問題だと思いますが、たとえばイギリスのエコノミストの評論家たちで

産農民の向上、農業の近代化というものに資金を流さないで、ほかの方へ資

申し上げておりますように、農政のいき方については、安易な考えでありま

すと、今御心配になりましたような数字にならないとも限らない。そういう点は私どもとしては色付そう、う

勢になってはならない、という考え方を
持っております。ただここで今問題

になつておりますよなことは、今日までやや不足しておったところを補おうと、新しい道を掘るやうに考へ方

でありまして、農政の根本をそういふふうな方向に導こう、こういうもので

はないということを断言しておきたい
と思います。

く休憩して、午後二時半から再開いたします。

あまり関係がありませんでした。それから農林中金法の改正はさたやみになりました。そうして農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、これを提案した。こんな形になっているので、全体からながめてみますと、農村金融に対しては非常に細微的な改正が行われているのが、これが現状であります。そうしてこの法案を通して審議している過程においても、私は農村金融の本筋がだいたいふやがんでいっているように思っています。

そこで私は端的に政務次官に伺いますが、農林中央金庫法は大正十二年にできた法律で、その間則を一つ取り上げてごらんになっても、もう非常に時代おくれな法律であるという事は、すぐおわかりになると思います。それで主務大臣は農商務大臣となつており、それから大蔵大臣はいいて、そういう形になつております。一方農村金融を筋道を立てなければならぬ、というような方面においては、御承知のように農協系統でやるか、あるいは中央金庫と農協との二段階にするか、あるいは三段階にするか、こういうような問題も非常にたくさんあります。そこで私は端的に言えば、農林中央金庫法を全面的に改正をされる意図があるか、それをお聞きいたします。

○政府委員(瀬戸山三男君) 農林漁業に関する金融問題については、まあ他の機会にも当委員会ではしばしば御意見なり御議論があつたわけでありまして、今お話のように、農林中央金庫に関する制度もだいたい古い制度であります。その後別に農林漁業金融公庫等の制度ができておるわけでありまして、御承知の通り金融制度はなかなか関係

するところが大きいのでありますから、今お話のように、再検討して改正すべきところは改正しなければならぬ。あるいは制度として、しばしばお話しがありますように、これを統一するかどうかという点も問題になつておるわけでありまして、直ちに改正案を出すところまでいっておられませんけれども、根本的に再検討して正すべきところは正したい、こういう態度をとっております。

○東隆君 私は、公庫法の外にそれるようでありますけれども、農林中央金庫が現在余剰金を非常にたくさん持ち、そして系統金融が三〇%で、七〇%は系統外に融資をされておる。これは別な機会に資料で私は承知をいたしましたのであります。そういうような不当な金融がなされてきたか、この原因を私は農林省が御承知だろうと思ひますから、その点の一つお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) ただいまの御指摘の系統外金融は七〇%、こういうのであります。これは先ほど北村委員から資料についての御指摘で御説明いたしました。御承知のように農林中金の金融は、系統金融の頂点といつたしまして、農産物の販売時期、それから逆に農業の資材の購入時期と、こういうものが違つておる。その時期々々に応じて資金のあり方が違ひます。従つて今御指摘のような数字が出る場合が、米の売り上げの盛んな時期には、そういうことが一時的現象として出てきます。これはあくまでも余剰金の運用でありますから、貯金として預かつてきたものをそのまま貸せとくわけにはいきません。どつかに

預けておかなければいかぬわけでありまして、そういう現象が出てくるのはやむを得ないと思ひます。しかしそれはかといつて、ほかに預けるために系統の中で必要な資金を押える、ということがあつてはいかないのであります。余剰金の運用につきましても、一政府で認可をいたしまして、いやしくも本来の貸し出し系統に対する融資が阻害されることのないように、ということをお考へしておるのであります。従ひまして昨年からのことにかけての金融逼迫では、系統外に出しておるものを相当、何とかいいますか、借り先に言わせればあきらかに引き揚げる、こういうような措置も講じてきておるわけでありまして、あくまでも農林中金として系統の金融機関である趣旨をいかに守らなければならぬ、そういう立場で農林省は指導しておるのであります。

○東隆君 原因は米の出来秋その他に貯金に非常に吸収される、そういうようなことによつて余剰金ができる。こういうのであります。原因は一つおあげになつたのであります。農林中央金庫の前身をよく承知をいたしておるのであります。その当時は政府の預金部の資金が、中金を通して流れて参りました。農林省が行つた。それから土地改良関係の耕地整理組合であるとか、あるいは北海道の土功組合であるとか、こういうような方面に対する資金には、預金部資金が銀行を通して流れておりました。中央金庫を通して出なかつた。従つて今の公共事業関係の資金は銀行を通して流れておつた。しかし農林省に必要な資金は、ことごとく農林中金を通して流れておる。一

部協同組合の傘下になつて資金の融通をする場合には、これは部内に十人の連帯であるとか、その他の方法で資金の借り受けの主体を作つて、そこに銀行が融資をする、こういうような形で二本立てでやつておつた。その後農林中金はきつめて発達を遂げて参りました。その結果資金の吸収力も非常に強くなつて、そして集めていく。農村の金融は短期金融だけでまかない得るものではない、長期資金を入れなければ問題にならぬことはよく御承知でしょう。その長期資金の源泉を全部農林漁業金融公庫で取り上げられた、それも昭和、この法律のできた二十七年です。そのころに取り上げられた。その結果農林中金としては短期金融というものだけになつてしまひまして、そして長期金融のものを持つておりませんから、そこで非常にへんばな金融をする、こういう形になつたのであります。その点はお認めになりますか。

○政府委員(渡部伍良君) ちょっと御質問の趣旨が私にはみだめないのであります。農林中央金庫なり農協協同組合なり系統金融は、短期資金のみならず長期資金をやつて悪いといふことではなしに、その余剰さえあればやるべきで、現にある程度はやつておるわけでありまして、しかしながらその系統金融機関では、先ほどからいろいろ御説明申し上げましたように、預金をもとにしてファンドができておるのであります。預金の種類によりまして長期のものあれば低利、というこ

とになります。それから限界があるのです。従つて系統金融機関だけでは、長期低利の金をやれといつても資金コストからできない。従つてその長期低利の資

金を融通するためには、別の方からそういうファンドを持つてこなければいけません。それが昭和二十六年から特別会計で、その後農林漁業金融公庫によつて、政府の財政資金をもとにして長期低利のものを融通せしめると、こういうことになつておるのであります。戦争前には農工銀行とかがございました。それからの方から出ておりましたけれども、これは必ずしも長期であつたが低利ではない。こういうのであります。現在では公庫資金をもとにして、これが系統団体に対しては、中金なり信連を通じて系統金融機関と、何といひますか協同的な融資によりまして、農業団体の資金の融通をはかつていく、こういうふうになつておるのであります。

○東隆君 今局長が説明されたことももちろんですが、それは今の実態ですが、農林中金に余剰金ができ、それが系統外の方に融資をされる、私は系統外に出資をする前に、農村から集めたものは農村に還元をする方がよいのだ、こういう考え方に立つわけですが、その金がもし金利が高いならば、利子補給の方法等もある程度考えられてもいいのじゃないか、こういうような施策こそほんとうの農村金融の施策ではないか。こういうふうな考え方と、それから土地改良であるとかその他をやつておるところの土地改良区、そういうようなものは協同組合の系統ではございせんけれども、しかし農林中金を通して資金を融通して一向差しかかえないものじゃないか。それは農林中金法の中にちゃんと貸付の対象になつておりますから、それらの方に資金の融通をすれば、実際のと

ころを申しますと、公庫においてお考えになつてゐる直接貸しをする相当部分を、農林中金を通して流すことができると、こういうふうにお考えののですか、この点はこういうふうにお考えですか。

○政府委員(渡部伍良君) 御指摘のようには土地改良金は農林中金のメンバーでありますから、現在の公庫から流す土地改良金は、中金の委託事業として公庫の金を流してあります。今度直接貸しをしようという場合には、その土地改良金の金につきまして、当初公庫の方から出せる案では、総事業量一千万円以上のものについては直接貸しをするようにしたかどうかと、こういうような案が出ておりました。ところが、一千万の総事業費であると、果ては信託を通じて貸してあるものも相当の中へ入るので、それでは既得の権益を侵すことになるから工合が悪いじゃないか、もっと大きく、総事業量一千万円でないに、一口金額一千万円あるいは二千万円とか、もっと大きい分だけを直接貸しにしたらどうか。従つて、総事業量一千万円のもの、今までの中金なり信託を通じて貸しておいた部分を、公庫の直接貸しにすることは不当である、こういう意見が出ておるわけです。これは、なるほど私の方でも考えなければいかぬというので、先ほど御説明申し上げましたように、信託、中金、公庫の間で、それをどういうふうにするかというのを協議いたしております。その結論に依つて、漸進的に、改めるべきものは改めたいのじゃないか、こういうふうにして思つております。

それから最初の御質問の、中金が系統以外に出資をしておるといふようなお話であります。二つの種類があると思ひます。たとえば雪印乳業であるとか北海道バターとか、そういうふうな何といひますか、昔は協同組合の出資が大部分で、戦後の経済の変動によつて、組織が必ずしも純粋の協同組合の会社でない、こういうふうな形に現在なつておるのではありませんか、そういうところに貸してあるもの、これは相当長期的なものを貸してあるのがございまして、それから一時、肥料の合理化資金で、肥料会社にある程度設備の合理化のために貸したようなものもございまして、しかし、それらは長期と名を打つて貸してあるものはほとんどございまして、いつでも中金の金繰りによつて圧縮できる、こういうふうになつております。今の乳業関係のやつなんかは、これからどんどん伸びていかなければならない、今圧縮するといつてもできないような状態でありまして、たとえば肥料のやつなんかは、昨年五十数億であつたのをことしに入れば三十億以下に切つてしまふ、ずつと去年の夏からどんどん回収しております。そういうふうなことをいたしまして、あくまでも系統外に貸すものは余剰金の運用ということで、一つ一つ整理をしていかなければなりません。

○東隆君 肥料のメーカーの方にお出しになつておられますか。私はこの際農林中金の貸付についてお聞きしたいのですが、たとえば雪印乳業であるとか協同乳業、こういうものが長期の設備資金を借りてゐると思うのですが、そういうふうなものは差しつかえない。これは私は農林中金のできたことから考え、余剰金が非常にある、こういう

ようなことから、系統外ではあるけれども、しかし、農漁民を中心にしたところの資本で組織せられた会社であるといふことははっきりしております。私はこれは差しつかえないと思ひますが、肥料会社といふことになりまして、肥料はもろろ農民が使うものであります。しかし、これは相当問題があると思ひます。従つて、長期の資金なんか貸すといふことはばらばらな話で、それからまた農林中金が長期低利の資金を肥料会社に出すはずはござい

ませんから、短期にきまつていふと思ひますけれども、そういう点を考えて、肥料メーカーに出すのは、はなはだ農林中金のやり方違法な、違法というよりか不当なといふか、適正ならざる貸付だといふふうにお考えますが、これは農林大臣の命令でそういうことをおきめになつたんでしようか、肥料関係二法案その他の関係からそういう問題になつたのですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは農産物の販路処理、それから農産生産の必需品、その両方面の事業について、協同組合その他の農業団体の取り扱いの確保なりそういうものをいたしたために、相当中金あるいは全購進その他が相談をいしまして、名目は長期低利の金ではありませんが、これは九十月とか六カ月の手形の貸しになつております。実質はある程度長くなつておる方ではない、こういうふうなことで貸してゐるものもあります。雪印乳業に貸してゐるものでも、まだ中金の金の残りが六億か五億残つておりますが、これだつて長期低利の金ではあります。やはり単名の貸しであります。しかし、それはいすれにいたしまし

ても、農業団体全体の運行を有利にするために、農林中金がそれらの団体と御相談の上になつたやうなものであること、農林大臣の認可を申請してきまして、それに基いてわれわれの方で認可して、中金はそれを実行してゐる、こういうのであります。

○東隆君 農業協同組合あるいはクローバー乳業あるいは八ヶ岳酪農協同株式会社、こういうものは農林漁業金融公庫から資金の融通が出てゐるわけですから、そこではあつては正しいと思ひます。そこで、農林中金からは、今申したのももろろ差しつかえないと思ひますし、農林漁業金融公庫資金にすると、今問題になつておるのは、それは雪印乳業あるいは協同乳業、こういうものはそれは農林金融公庫から出しております。しかしその資本の構成その他を考へてみますと、これは農林漁業に對し云々の、農林漁業金融公庫法の第一の目的から見ますと、農林漁業が作つたところの法人と、こう言つても差しつかえない法人です。系統外ではありますけれども、この法人に對して公庫は将来設備資金その他に對して融通することを考へてですか。

○政府委員(渡部伍良君) たいまお話がありました北海道クローバーとありますが、それはその資本金が九割以上は協同組合、その他の農業団体のものといふことになつておるのであります。雪印とか協同乳業はその制限に達しません。従つて現在のところでは公庫から金を貸しておられません。そのかわりに農林中金の方からめんどろを見てもらつてゐる、こういうのが実情であります。私の方で公庫法の改正ある

いは農林中金の改正等に當つて、一つの問題点として掲げましたのは、農家あるいは農業協同組合等、長期の取扱契約ができておるものとか、あるいは今九割以上協同組合の出資といつておりますが、それをもつと緩和しまして、過半の出資が農業協同組合であるもの、そういうものにはやはりその公庫の金も利用できることにしたいと思ひます。結晶ブドウ糖の場合には改正案で御承知のやうに、非常にやましい制限を加へられまして、特別な法律に基いて價格の支持の行われてゐるものといふ、しかも新規の用途、こういう制限で大成省その他関係方面とも話がついております。私が今申し上げましたやうに、長期の契約なりあるいはもつと農業団体の特殊の少いのを一緒に入れるといふことになりまして、際限がなくなるおそれがあるといふので、この点はさらに検討を加へた上で結論を出すといふことで、今度の改正には間に合はなかつた。これらもしかし農林金融全体の改正に當りましては、どうしてもどつちかに解決しなければならぬ問題だと考へておられます。

○東隆君 法律を改正しなくても、公庫の業務方法を農林大臣が認可することによつて、可能なものじゃないかと思ひますが、この点はどうでしようか。

○政府委員(渡部伍良君) 私が申し上げましたのは、五割以上の持株を持つてゐるなら、業務方法書の改正でいいじゃないか、という御質問だろつと思

います、これは先ほどから一条の目的なり、十八条二項の問題に関連して御議論になつてゐると同じ問題になつてくるわけでありませう。厳密に言いますと、協同組合が持つておつても、それは法律形式上から言えば会社ではない、こういう議論が一方から出てくるわけでありませう。そこでその限界をどこに置くか。九割以上ならば、これは明らかに法律上株式会社といつても農業団体とみていいのじゃないか、こういう議論、それでは八割ならばどうか、七割ならばどうか、こういう議論が出て参りまして、その限界をどこに置くかという問題であります。これは農林漁業金融公庫、農林中金、いづれ農林大臣だけではないかぬので、大蔵大臣も主務大臣でありますから、これらの協議ができなければいけないわけでありませう、その点は私はお説のようにした方がよいと思つております。やはり協議が必要だと思つております。

○東隆君 今の九割以上という、そのいろいろなことをきめられたのは法律ではなくて、私はその他のところでおきめになったものだろうと思つて、その会社の成立その他の条件、そういうものを十分にとり上げられまうと、私は納得のいくものができると思ふ。だからそういうような考え方で方法書の検討を加える御意思がございませうか。

○政府委員(渡部伍良君) 繰返し申し上げますように、それがもう議題になつておるのであります。検討いたしておるのではありません。できるだけ早い機会に結論を出したいと思つております。

○東隆君 そこで私はなぜそういうことを申すかと申しますと、結晶ブドウ糖の工場に対して融資をするのは、産業資本の方面に口を開くことで、こういうものよりも今申し上げたようなものに融資をする方が筋道である、こういう見地から私は質問をしておるのでありますから、その点を十分にお考え願ひたいと思ひます。

そこで私は直接貸しの方面は、これは先ほどちよつと申し上げましたが、以前は銀行を通して流しておつたものが大部分であります。そこで直接貸しの部分について農林漁業金融公庫が取り上げられて、そしてこの面についておやりになる、こういうことは私は了承するのであります。しかし農林中央金庫も都道府県連も相当力がついて参つておる。従つて相当な部分は直接貸しでなくて、公共事業費関係のものも流し得るのじゃないか。また流すのが一番正しい方法じゃないか、こういうふうにかへるわけでありませう。政府資金はことごとく農林公庫に集めてしまつて、そしてやるといふ態勢になりますと、農業金融公庫の機構をますます大きなものにしていかねばならないことになつて、私はこれはそう大きくなつてもいいと思ふ。機構の拡大というのはいさゝか考えないで、こういうようなネセサリ・イーブルなもの、だからできるだけ簡単に、そして国の意図は十分に到達するようなものとして、そして金融の面については金融機関、それは銀行でなくて農村本来の金融機関を通して資金を流す。こういう態勢を作り上げることが、正しい農村金融のあり方だ、とこういうふうにかへるのですが、その

の点はどうか。○政府委員(渡部伍良君) 御指摘の点はごもつとも点が少々あるものであります。私の方で公庫の支所を設けたというものは直接貸しも一つの項目に入つております。既存の貸し出しの償還の確保。それからいま一つ、東京の本所まで伺いを立てておるのを、地方に支所を設ければ地方で一定限度まですぐやれるという、この三つの点から言つておるのであります。直接貸しの点は御指摘のように、先ほどからたびたびお答えいたしましたように信連、中金その他の既得権益との関係、まだ結論は出ていないわけでございます。それはお話のように何もこれだけ信連なり、中金が実力がついてきたのだから、直接貸しをせぬでもいいじゃないか、こういう御意見もございませう。しかし新しい産業に貸すようなものは、かえつてこれは信連にしても中金にしても、もう直接貸ししてもこの先どうなるかわからぬ、こういう心配もないわけではない。それらをどうするかということは今の三者の協議によつて結論を出していこう、こういう段階になつておるのであります。従つてこれを何

が何でも直接貸しを強行して、農林漁業金融公庫の独立性を主張する、こういう意図は全然ないのであります。それからさらにもつと突き進んでいまして、系統金融機関といたしまして、今この信連と中金との関係を、先ほど北村委員が御質問されたおつたと思ひますが、お答えいたしました、公庫の金を流すにいたしました、すぐ今の傾向でいけば信連の扱え分がふえてくるのであります。従ひまして一休中

央金庫それ自身の支所をこんなたくさ

ん置く必要があるのかどうか。その結果、中央金庫のやつてゐる事業を相当程度まで信連に移譲した方がいいのではないかと、という意見も出てゐるわけでありませう。これはしかし先ほどお答えいたしましたように、純理論的に一応の案を作つても、従来の経緯がありまして、人の置換転換であります。か、新しくいろいろな事業をやる、こういうのとらみ合せて結論を出さなければいけないのであります。これは私の方では関係機関の首脳者ともう下打ち合せをして、ぜひ片づけなければいかぬというのでやつております。具体的な案を早急に持ち寄りまして、少くも来年度には間に合はすように、予算なりあるいは法律の改正なり、そういうものも合せて結論を出さなければならぬ、こういうふうな考えで今準備をしてゐるのであります。

○委員(重政廣徳君) 速記をとめて。午後三時五十四分速記中止。午後四時十分速記開始。○委員(重政廣徳君) 速記を始め

て。○千田正君 いろいろな細部にわたつての点をだいたい研究されておりますが、これは農林中金のあり方というものが選挙からんで、農林中金のあるメンバーが選挙に立つた場合です、ね、系統機関を動かして不正な支出をしたという問題が非常な問題になつて、先般は会計検査院の検査報告、不当に当る報告として、当参議院の決算委員会の報告にあげられた。それが、前の農林中金の理事長であるところの湯河君と、その不当だとされておるところ

のある会社の社長との、公聴会における参考人の意見の食い違いがあつて、まだ問題が解決してゐない。その真相は、かつて参議院に立候補した農林中金の幹部の人の選挙運動に使われたことと疑いがあるというののもつぱらの評判なんです。これは一つそういうことで、中金なり金融公庫の金が選挙等に使われたり、その系統機関が、幹部が立候補した場合において、政治的運動をなさるといふことであるとするならば、この資金が流されることが当を得ない方向へ流れるといふことは、やはり農林省としては嚴重に監督しなきゃならぬ問題じゃないか、こういう点を痛感するのであります。という

ことは、私はあえて名をさして言ひませんが、私の選挙のときも、農林中金の幹部が相手方に来て、そして猛烈な私に対する反対運動等をなされた。しかし、私は今日まで何も言つていません。言つていませんが、そういうことが、資金を流す場合に、時たま選挙等において、それを選挙に有利に使用されるがごときことが指導されるといふようなことであるならば、私はとてもない話なんだ。時あたかも衆議院の選挙が目前に迫つておる今日であります。基金等の問題についてわれわれは慎重に審議しておりますが、そういう問題のないように、十分私は監督する必要がありますのじゃないか。同時に私は、各県には私は知りませんが、私の県などにおいては信用基金等に対するところの幹部に往々して政党的な幹部が参加している場合が多い。その場合には、資金が、ほんとうに使われなくてはならないところの、いわゆる農協、単協なら単協の育成強化のために使わ

るべきところの、いわゆる農協、単協なら単協の育成強化のために使わ

るべきところの、いわゆる農協、単協なら単協の育成強化のために使わ

れずして、選挙目当ての資金として使われるというようなことが、今までもあるし、現在もわれわれはそのおそれを十分抱いておる。こういうことのないような方法を、どうしてあなた方が監督していくか、こういうことをここで明言していただきたい。さもないければ、私はいかなる場合においても、これはあくまでも不正な問題は不正な問題として、私は追及しなければならぬ。農林当局の確固たる指導方針をこの際承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) ただいま参議院の決算委員会で議題になっておる問題というのは、日本農工事件のことと私は承知いたします。それに関連して、その金が国会議員の立候補に回されたのではないか、こういうふうなことが新聞等で出たことも承知しております。これは、日本農工がその昭和二十四年ごろに発端しておる問題でありまして、その当時の事情を調べてみますと、必ずしも分明でありません。果してその裏にそういうことがあったかどうかと……それはそれといたしまして、私の方ではいしくも系統の金なり、農林漁業金融公庫の金なりが、なるほどこれもこの方に、これもあの方に……という陳情なり運動は相当ございませうけれども、あくまでも農業に必要なものは農業に流すという方針でやらなければならぬ。現にやっておりますし、今後もやっております。ことに農林中金なり農林漁業金融公庫の役員は政府の任命なり、政府が任命をいたしておるのでありますから、相つきつく私の方でもその点については注意いたしておるのであります。が、たまたま御指摘の点の場合に

は、もとの農林中金の副理事長をやっていた人は、日本農工の事件のときに、おいての副理事長、その人が立候補している。そういう関係でありまして、はなはだ世間いろいろな疑いを受けておったことは遺憾であります。こういうことは今後絶対にないように十分注意したいと思ひます。

○千田正君 政府がそういう意見ですから私も承知いたしますが、やはり末端にいくという、なかなかあなた方のそういう指導が徹底しないときがある。たとえば選挙の事前に資金の配付とか、あるいは資金交付に對するところの取りまとめというふうなものが、選挙運動をかねてやられる。私は、これはあくまでも選挙違反だというふうな思ひでおられますけれども、私はそんな小さいことで争おうとは思ひません。が、少くともわれわれは、ここで国家の最高機関で立法措置をしたものが、そういう不正な方面の運動費用に、あるいはそういう不正な方向に流れるというふうなことは、われわれはここで審議しようと思つてないのであります。でありますから、農林省としては今後もあることですから、この点は十分に取締つてもらいたい。やもすればそういう傾向がある。今度も衆議院の選挙も間近でありますから、この問題が必ずしも起きないと私は言ひ切れなと思ひます。あなた方はそういううりっぱな精神を持つていても、末端の機関は必ずしもそうでないというのを御認識の上で、十分に指導されることを強く要望いたします。私は質問終了です。

○東隆君 次は価格安定ということ、私は、私は結晶ブドウ糖を増産し、澱粉の奨励をはつきりさせるために必要であらう、こう考えるわけでありませう。この農林漁業金融公庫を通じて資金を流し、そして工場をこしらへるということは、これは結晶ブドウ糖をこしらへるのですから、従つて澱粉の流通の方面において一つの道を開くことにならうと思ひます。この点はよくわかるのですが、私は政府がもし澱粉の問題についてお考えになるならば、この金融公庫の資金の融通の面をお考えになる前に、農産物価格安定法の中に結晶ブドウ糖を入れて、そしてこれを買ひ上げるという考え方を、政府が持つことになる。これが一番問題を解決する早道だというふうな考へておられる。話を聞いておりますと、商工中央金庫の方からも資金の融通がない、そこで農林漁業金融公庫から資金を融通するようになる。こういうふうにも聞かされておられるわけだ。そこで私は政務次官が、もし澱粉の政策、大いぐいには含水炭素全体を考へ、ことに砂糖の問題を中心に国が政策を立てるとするならば、その一環として当然農産物価格安定法の中に結晶ブドウ糖を入れて、そして政府が買ひ上げる、こういうふうな措置をいたします。ならば、産業資本家も安定するのでありますから、従つて資本を集めて会社をこしらへる、こういうこともできると思ひます。それから農産関係の団体も、私は結晶ブドウ糖が価格安定をすれば、私は金販運といへども腰を上げてやるようになる。この点については、都道府県連のさる会長なんかに聞いておられますが、政府が買ひ上げるということを決定するならば、やれな

から考へて私は、将来澱粉政策というのはこれは、当然農林水産委員会で大きく取り上げて検討を加へなければならぬ問題であると思ひますが、さしずめ非常に関連がありますので、私が申しました農産物価格安定法をいじつた方が私はよかつたのじやないかと、こういうふうな気がいたします。法務局の方から聞きますと、私はどうもあのお客えでは納得ができませんでした。会議以外のところで聞いた話がほんとうではなかつたかと、こう思つておる次第であります。従つてこの際、農林政務次官は将来広義の澱粉政策あるいは砂糖政策と、こういうふうな見地からお考へてお考へを進められるお考へがあるか、こういう点を一つお答えを願ひたい。

○政府委員(瀬戸山三男君) 結論から申し上げますと、今一応目標にしておりますカンショ及びそれについての澱粉の価格維持をはかうという政策をとつておりますが、それからさらに加工いたしましたたとえば結晶ブドウ糖を買い上げる制度を作ろうということ、これは現在考へておりません。もちろん將來の推移において価格安定をはかる目的が達せられないということになりますれば、そういう措置も講じなくちゃならないと思ひますけれども、これは御承知の通り問題は、製品が最終段階まで消費されるということがなければ必ず行き詰まる問題でありますから、砂糖政策あるいはテンサイ糖政策等とかみ合せて結晶ブドウ糖の消費をはかる方策を講じないと、ただ買ひ上げただけで価格安定が将来恒久的になることは考へませぬので、現在政府が買ひ上げて価格維持をはかるということは

考へておりません。

○東隆君 価格政策の点で、結晶ブドウ糖のことについてはまだ考へておらないと、こういうお話であります。が、ティサン糖業関係では、今日北海道に工場や会社があり、北海道経済、そういうようなことによつて新しく工場ができるようになったとは、これは、これは、生産振興臨時措置法ですか、その措置法によつてそういうような情勢ができたものと私は考へております。その点はどういうふうにお考へですか。

○政府委員(渡部伍良君) テンサイの奨励のために、テンサイにつきましては政府が必要な場合には政府のきめた価格で買ひ入れるということをやっております。これはいわば農産物価格安定法の一つのケース、こういうふうな考へております。そこで、先ほどの質問に関連するのでありますが、今度の改正では農産物価格安定法に定められておる農産物の利用増進をはかる、こういうのであります。農産物価格安定法ではカンショ、パレイシ、澱粉を政府が買ひ上げるということになっておるわけでありませう。そこで一つのかんぬきを引いておるわけでありませう。今度それを使つて、そのできた製品をもう一ぺん政府が買ひ上げる、そこまでしなくていいのじやないか。カンショの買ひ入れ価格を政府がきめましますから、そこで一つの澱粉の相場ができるわけでありませう。その相場をもとにして今度は加工する加工費を加算して、そして出てきた値段が、現在の砂糖、結晶ブドウ糖の代用品ということになるわけでございますから、甘味その他から見れば、バランスのとれた価格で十分可能性があれば、それで価格

の維持はできると、こういうふうにか
えらるべきであります。従って現在私
どもの方にやりたいと云つてきており
ますのを見ますと、一キログラム当り
の加工費が三十六円から四十円とい
うぐらいな今五社ほど出てきておりま
す、幅があります、しかし、これらは
相互に研究することによって最低の
ところまで持っていくはずであります
から、現在の澱粉の価格が千五百五
十円見当でありますから、もし加工費が
三十六円でありましたら、一斤当りの砂
糖の価格を七十二円と見まして、結晶ブ
ドウ糖の価格がその七五％というこ
とになりますれば、その程度の澱粉の
価格ならばよいといけるんじゃない
か、こういう計算で、すぐ法律で農産
物価格安定法による買入れ品目に入
れなくていいじゃないか、そういう考
え方があります。しかし、先ほど政務
次官がおっしゃられましたように、こ
れは新しい事業でありますからして、
そういうふうな指導し、そういうふう
に奮励していきまされども、どうし
てもためだということになれば、次の
手を考えなければならぬと考えてお
ります。

○東隆君 私はこの問題は、澱粉の消
流を中心として、基本的にはイモを作
る農家の経済を私は考える必要があ
る、こういうわけなんでありま
す、しかし結晶ブドウ糖としての安定
性がなければ工場をこしらえる者はこ
れはなかなかないと思ひます。従つて
結晶ブドウ糖そのものを端的につかむ
政策の方がこれが正しい行き方でない
か、端的な行き方でないかと、こうい
うふうにか考へるわけでありま
す、まず政府が買い上げる澱粉価格

を基準にして結晶ブドウ糖を作り、そ
してそれによつてうまくいかなければ
やるんだと、こういうお話でありま
す、しかし砂糖の価格、それから澱粉
の価格、それから澱粉から作ったあめ
その他のものをみんなひくくするめて考
えてきたときに、砂糖の輸入の数量、
そういうようなものを国の立場におい
てかげんをするにやないか、そういう
問題がきまるんじゃないか、そういう
ような問題が決定されていくことはこ
れは明らかになつておるのです
から、端的に私はやはり結晶ブドウ糖
について国が買い上げをするんだと、
こういう線を出さなければならぬ、こ
う考へてあります。私は公庫から出る資
金、この際、産業資本家によつてで
きる工場によつて生産されなくて、や
はり農民の作った法人によつて工場が
成り立つていくのだ、こういう態勢に
なりまされども、資金の投資の上におい
ても、この公庫の資金の流し方の方面
においても正しいあり方になる、こう
いうふうにか考へますので、特にこの点
は先ほどのお答え以上には進まぬと思
ひますから、私は強く農産物価格安定
法の中に入れてるのが私は最も適した
やり方である、こういうことを主張す
るだけいたします。

その次は支所の問題であります、
この支所は御承知のように、農林漁業
金融公庫法が通過をする場合に、「従
たる事務所を置く」と書いてあります
が、しかしそれは当分置かないことに
決定を見て今日に至つたわけであり
ますが、先ほどいろいろな話を聞いて
参りますと、まだ事務所を置く段
階でない、こういうような気もいたし

ますし、それから農漁村の金融全般に
ついて相当研究を遂げなければならぬ
ような状態になつておるとも考へま
す。そういうふうにか考へたときに、私
はもう少しこの従たる事務所を置くこ
とを延期をした方が農村金融の機構、
その他を整備される心組みがあるなら
ば、私は今急にやらないう方がよい、こ
ういう考へを持つわけでありま
す、この点はどうかうに考へますか。

○政府委員(渡部伍良君) 支所設置の
理由につきましては、先ほど来御説明
申し上げた通りであります。その設置
の理由については貸付件数なり、貸付金
額なり、あるいは事務の簡素化等につ
いて説明が不十分だ、こういう話であ
ります、私の方は事業分量、それか
ら件数等から見ても、どうしても
この公庫は昭和二十六年に特別会計で
始めてから相当年数もたつてきており
ます。公庫ができるときに衆議院の付
帯決議で、当分の間支所を置くな、こ
ういうことがありますが、どうも、焦
つき、管理の不良、こういう点で会計
検査院なり、行政管理局からたびたび
指摘を受けておりますので、どうして
ももう少し管理の面を十分に達成す
るためには、一々本所の人が地方に出向
いていってつたのでは、不十分であ
る、なおかつ先ほど申し上げましたよ
うに、相当金額までは支所で処理がで
きるように、事務がなれてきたからい
い、こういうことでさしあたり四カ所
置きたい、その模様を見まして先ほど
申し上げましたように、その他のブ
ロックでは取扱金額の件数もそれほ
ど多くはありませんから、事業の分量の
増に応じて置けばいいのであつて、置
くとしても、先ほど申し上げましたよ

うに農地事務局ブロック以上に置く必
要はない、置く意思がございせん。
さらにそういう点につきましては、農
林中金、それから信連の首脳者と十分
御相談をお願いいたしまして、直接貸
しに關しましては、これは先ほど来か
らお話がありますように、関係機関に
非常な影響があることであるから、こ
れをやるとすれば、ある程度こういう
問題はさらに関係機関の間で再検討す
ることにして、支所の設置はこの際、
もしそういう直接貸しがなければ、あ
るいは少なければ、それだけ規模を縮
小するということになると思ひます
が、支所の設置はやむを得ない、こ
ういう結論に到達いたしました、ぜひと
も債権の管理、貸付の簡易化、こうい
う面から設置したいと考へており
ます。

○東隆君 同僚の鹿兒島から出てい
る田中さんは全国信用協会の副会長を
されておられる、結局今の農林中金
のような大蔵省と農林省の共管のもの
におけるところのものは、これは農村
金融という方面においてあまりに銀行
的になつて、そしてユーロレーショ
ン・バンクとしてのやり方を果せない
ことになるのではないかと、だから一つ
全国信用協同組合の連合会を作ること
ではないか、こういう考へ方をお持ち
になつておられる、そこで、そうい
うような考へ方から参りますと、今
の農林中金の支所はこれはもう初めは
ごく少数でございませう、しかし、今は
もう全国の都道府県に全部中金の支所
ができていくわけでありま
す、私は実
はずっと昔のことをよく覚えてい
る、が、実を申し上げますと、北海道
は——仙台中金の支所ができてお

て、そこで北海道の中金関係の仕事を
仙台でやつておりました。それで北海
道には支所がなかった。その時代にど
ういうふうなことが起きてきたかと申
しますと、北海道で使う金は非常に額
が大きいです、ですから、大きな額は全
部仙台を通過しなければならぬ、ま
ま仙台を通過しなければならぬ、こ
ういふことは少額のものである。こ
ういふことになりまして、当時私道庁にお
りました、非常に不便を感じまし
た。そのときに笑ひ話であります、
私も、私が東京に出て中金と折衝す
る場合に、帰りに必ず仙台の支所に寄
つて下さい、連絡がでないから、一つ
よくお話を承わつておかなければなら
ぬ、こういう話がありました。これは
古い話でありますけれども、公庫が支
所をこしらえて、そしてどういふ問題
が起きてくるかという、今のよう
な問題が起きてくる。私は、今度副総
裁を置くことになっておりますが、副
裁を置くよりも、もし支所をこしらえ
るならば、理事をふやして、理事を支
所に置いて、そしてさばきとそこで
仕事をほかどらして行く、こういうよ
うなことをおやりになつた方がよいと
思ひます。支所をこしらえて普通の職
員を置く、そうすると、どういふこと
になるかという、今私が申し上げよう
な事態が起きてくる、最初
うちは、こういうような形でもつ少し
はできますけれども、やがて全国に皆
支所をこしらえる、こういうような形
になつた例があるのであります。これ
は農林中金であります、しかし農林
中金の支所のある所には必ず都道府
県の信連があり、そしてこの二つの間
に今いろいろむずかしい問題という

農林中金が資金を融通するときには、必ず信連が保証してやるという形において資金を流している。二重、三重になつておつて、そうしてその間にピンはねばかりやつてゐる。これらが現実のあり方でありますから、だから公庫はこの際途中のものを排して、直接貸しにしてピンはねをなるべく少くしよう、こういうお考えも少しはせぬが、私は全体として考えてきたときに、今支所を置くことによって、事務所を設定することによって、農林中金が起きたと同じようなことになるおそれがあるのではないか、こういう心配が一つ、と同時に系統金融機関を通さないということになれば、次第に直接貸しがふえてくる、一方的な関係がふえてくる、ますます農村に対する金融機関が三つ、四つ、三本立、四本立というふうなことになる、こういうふうな懸念が非常に大きいわけですね。この調節をするものがなくなつてしまふ。私はそういうふうな関係で、この際はやはり出店を当分置かないで、法律には置くと書いてありますけれども、この際当分置かないで、金融関係の機構の整備を遂げられた上で必要があれば置く、こういう態度が私は最もいい態度ではないかと、こういうふうにお考えますが、この点はどういうふうにお考えますか。

○政府委員(渡部伍良君) 御心配の点は、私どもも非常に慎重に検討いたしましたのであります。ただ、お話の中金が非常に全国の各県に支所を置いたから、公庫もそれにならつて支所を置くのではないかと、この点だけはたびたび繰り返しますように、その必要がないわけでありますから……しかし今は四カ

所予定しておりますが、事業の量がふえてくれば、あるいは農地事務局のブロック別あたりまで置いた方がいいのではないかと、それが最高限度であるとして、この点も御指摘がありました。が、信連の団体の首脳部、農林中金の首脳部、これらの首脳部の間にそういう問題を繰り返し検討の上で結論が出ておるのであります、中金の支所ができたことは金融情勢、経済情勢も違ふのでありますし、それから一般の農業団体の状況も違ふのであります。簡単に公庫が勝手に、あるいは農林省が勝手にできるものでもありませんから、その点は御了解を願ひたいと思ひます。

○東隆君 中金をできるだけ多く通して、系統金融機関を通してやりになる、こういう体制をおとりになる方が、金融機構を何本も立てるよりも私は非常に農民が助かるのではないかと、こういうふうにお考えますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(渡部伍良君) これは二つの要請が出てくると思ひます。中間経費を少くするのには、直接貸しがいゝ、しかし現在は信連、中金、単位組合と、こういう三段階になつておるわけでありまして、その関係の事務をどう調整したいのか、それからまた中金なら中金におきまして、あるいは信連におきまして、受託手数料の収入というものは、これはネグレクトできないわけでありまして、その点を一挙になくするということはどうしてできない。それからまた、もっと逆に積極的に言えば、お話のように系統機関を受託業務によって強化するように使つ

たらいい、それには直接貸しを必要の最少限度にとどむべきだ、こういう二つの、両方からの理由があるわけでありまして、それからさらにもう一点は、中金と信連との関係であります。これも先ほど来たたびにお話に出ておりますが、信連が確立したならば、中金は中金支所を縮小して、むしろ公庫の金も中金を通さずに、信連から直接それぞれの県の団体に流れるようにしたらいいじゃないか、これはある程度その方針が確立したとして、中金の分を信連に移譲しまして、先ほど来説明いたしますように、もう三、四年たちますと、中金経由の分と信連経由の分と、貸し出し残高で見ますと逆になるような予想をしておりますし、その際にそれぞれその機関の事業を現在ある姿、組織から、そういう将来ある姿になるのに職員の配転換であるとか、事業分野の調整、こういうものを関係者の間で至急決定したい、こういうのであります。

○東隆君 今の理事を配置するというその考え方はどうですか。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方では支所の全部に理事を置く必要はないと思ひます。これは何といひますか、貸付対象はもう法律で定められておりまして、公共事業にいたしまして、共同施設にいたしまして、それぞれ傘下の団体がやることでありまして、協同組合なり漁業組合なり、それらは県庁なり信連、経済連等と密接な連絡をとつてやつておられることであります。ただいま現在では、それが百万円まで、五百万円までが全部本省に上つてきておるわけでありまして、そういうことは普通の場合は不必要なので、地方

で、九州なら九州、福岡なら福岡に支店を置けば、もうそこで片づけてしまふのではないかと、しかし問題がある場合には、これはやはり慎重を期するべきだと思ひますけれども、本省の方にやるといふ場合も起ると思ひますけれども、それくらいのこととは少くとも公庫の金に關しましては相当な目的とワケがあるわけでありまして、どんな地方で解決したら、理事を一々置く必要はない、こういうふうにお考えしております。

○東隆君 私は、直接貸しを多くしなければ、農林金融公庫自体の経費は出てこない、単に經由機関を通して流すということになりますと、私は公庫自体の維持をする上に、私は収入が非常に少いと思ふ。そこで直接貸しを次第にふやしていくというのは、これは公庫を扱う者の人情から、そつちの方を將來だんだんだんだんふやしていくようにやるのではないかと、この点を非常におそれておりますが、この点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(渡部伍良君) 支店を設置する必要は、直接貸しなりあるいはその他の経費の節約によつてまかなつていかなければいかぬと思ひます。またそれが前提にありまして、支所を設置することによつて貸付利率を上げるといふことはできません。これは貸付残高がふえていきますと、一件当りのコストは当然減つてくるのでありますから、何といひますか、それだけの余裕が浮いてきてしかるべしではないかと思ひます。しかし、私どもの当初の計画では、一定金額以上のものを特定の積月について直接貸しをするに、地方

なうという計算も出てきております。しかし、先ほど来お話しいたしますような、直接貸しの問題が未解決の場合には、その引き当てにしている収入は上りません。従つて貸付の管理、それから地方支店にまかす金額の限度、こういうようなものも漸進的にやるわけですね、一挙にワケを広げるわけにいかないんです。これは当然御指摘の通りであります。

○東隆君 そうすると、貸付の直接貸しが決定をしない間は、主たる事務所を置かないと、こういうふうには理解しようございませうか。

○政府委員(渡部伍良君) これはたびたび御説明申し上げましたように、既存の貸付の償還の確保、それから、口当りの金額の少いものは地方で即決したいと、こう思ふのであります。その限度においては支所を設置したい。それで、それから、直接貸しまではやらないというのではあります。そういうふうにお考えが、公庫の首脳者の間で話し合いが進まつていられるようにしたいと思ひます。

○東隆君 もう時間がないようですが、副総裁の問題をお聞きしますが、副総裁をなぜ置かなければならないのですか。どうも私は農林中金が大蔵省と共管になつて、そして非常な銀行的な経営をやる。そのことによつて農山漁村が非常にこの問題についてあまり感心をしておりません。

それからわれわれは、農林中金の金融機関としての民主化をもう少し進めていかなければならぬと、こういうふうにお考えしております。農林漁業金融公庫において、私は大蔵省関係が非常に発言力が強くなればなるほど、農山漁

村に向かないような金融が行われるの
ではないか、こういうことをおそれる
わけだ。しかし、日本の財政投融資
を考えたときに、大蔵省が非常に強い
力を持っている、従ってこれがいろいろ
なる方面にその片りんをたくさん現わ
している。この法律でも端的に副総裁
を置くという形でもって大蔵省が進出
をするのではないかと、こういう疑い
がするのですが、この点はどういうふ
うな人事が行われるか、局長はお答え
できぬだろうと思ひますから、政務次官
から一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 私から事務
的なことを申し上げまして、あと政務
次官にお答えを願ひますが、副総裁を
必ずしも置かなくても私の方はよかつ
たのであります。ただ、理事は増して
もらいたい、それは御承知のように、
公庫ができてからもう数年をたち
まして事業分量の残高が三十三年度末
では千三百億くらいになると思ひま
す。従って、この引き継いだときの数
百億の事業分量とは違ふわけでありま
すから、やはり理事の数を増してもら
いたい、しかし理事の数を増すとそれ
ば、ほかのこういう公庫の例から見ま
して必ず副総裁を置きます。今度の国
会で中小企業金融公庫がこれと同じよ
うに副総裁を置くことになつてゐるよ
うであります、ほかの公庫では最初
から副総裁を置いたようでありま
す。理事をふやすと同時にそれが副総裁に
なるということでありま
す。これが事
務的な考え方でありま
す。

さらに公庫法第十条では「総裁及び
監事は、内閣の承認を得て主務大臣が
任命する。」とありまして、今度の改正
で副総裁及び理事は、総裁が主務大臣
の認可を受けて任命する、こういうこ
とになつております。

○東隆君 農林省の方では理事をふや
す、こういうお考えのところ、商工中
金の方で副総裁をふやすからそれにな
らつて副総裁を置くことに賛成をいた
した。私は商工中金の方は、それは各
種の銀行その他がみんな銀行局の監督
のもとにみんなあるのだらうと思ひま
す。従つて大蔵省との関連、そんなも
のを十分に考えなければ私は相当困難
な問題がたふさふさあると思ひます。
そんなような関係から、私は中金の方
は副総裁を置かれるのはいいと思ひま
すけれども、農林金融公庫の方には副
総裁はあまり適当でない、こういうふ
うに考えておりますが、そこでこれは
置くということになつてゐるようです
が、これを置くことを得と解釈するわ
けには参りませぬか。

○政府委員(渡部伍良君) これは置く
のであります、置くことを得ではご
ざいませぬ。

それと私はちよつと考えが違ふので
ありまして、中小企業金融公庫なりほ
かの方のやつは銀行と関係が深いから
総裁、副総裁がおつて、農林省の中の
そういう金融機関だけは置かないでも
いい——これは私自身が経験したこと
があるものであります、何かの改正案
のときにそういう議論を出して、それ
じゃ農林省だけがそんなら小さくやつ
ておつたらい、こういう笑ひ話があつ
たのであります、やほ、やほ、一つの
金融機関でありますから、何にも農林
関係だからということでも卑下する必要
はなく、ほかの事業分量からいいま
しても、中小企業金融公庫なんかより
は大きいのでありますから、当然副総

裁を置いていいわけである、こういう
ふうに考えております。

○東隆君 私は、体制を備えるために
副総裁を置くという考え方はそれも一
つの理屈はあると思ひますが、実は
銀行局長に非常に協同組合による金融
がはめられる場合が非常に多いと思
ひます。それは、銀行とそれから協同
組合というものが非常に違ふ、金融の
面について非常に違ふのですから、そ
れで私は協同組合金融というものの線
をはつきり生かしてもらいたいといふ
こと、これがこの農村金融の場合には
本筋ではないか、こういうことを考え
るわけで、従つて農林省よりも金融の
面において力を持つておるらしいところ
の大蔵省が、かりに副総裁の形で中
に入つておられるとしても、圧力は非
常に強いものになつてくる。そして常
に銀行というものの対する考え方と同
じような考え方での農山漁村の金融
公庫の運用に對して臨まれると、これ
は非常に間違つたことになると思ひ
ます。こういうことを考えるわけだ。農
漁村民の意思が、協同組合によつて融
資をしてもらおう、こういうような場
合に、非常に農林省なら、まだ官幣
も話し合ひができる筋合いのところ
を、大蔵省が出てきたのでは、これは
もう取つつきようがないような形——
平たい言葉で言へば、そういうような
態状ができることを非常に私はおそれ
ておりますので、そこでこの問題につ
いては、一つそういうことが起らない
ようなことをお考えになつてゐると思
ひますが、そういう点がもしお気づき
でありません、お答えを願ひたい。

○政府委員(渡部伍良君) 副総裁の
問題は、まだどういふ方面から、だれ

を、ということとは全然考えておりませ
ん。まあ総裁の指揮のもとにやるわけ
でありますから、もちろん農林漁業金
融公庫の性格に合った運用をしてもら
う人を、まあ総裁が、大蔵大臣及び農
林大臣の承認を得てきめると、こうい
う順になつてゐるのですから、その点
十分気をつけるようにしたいと思つて
おります。

○委員(重政廣徳君) それではお約
束通り、五時になりましたが……
ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員(重政廣徳君) 速記をつけ
て。

他に御発言もないようでありますか
ら、質疑は尽きたものと認めて差しつ
かえりませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(重政廣徳君) 質疑は尽きた
ものと認めます。

○委員長(重政廣徳君) 地方自治法第
百五十六條第六項の規定に基き、輸出
品検査所の支所の設置に關し承認を求
めるの件(内閣提出、衆議院送付)を
議題にいたします。

この件については、去る四月一日の
委員会において提案理由の説明を聞い
たのであります、本日は、その他の
事項について補足説明を求め、續いて
審議に入ります。

○政府委員(渡部伍良君) 本件に關し
ましては、提案理由で御説明申し上げ
ましたように、本年二月一日から施行
されました輸出検査法に基きまして
検査の円滑な実施をいたしますため
に、神戸検査所のもとに大阪検査所、
門司検査所のもとに鹿児島検査所、こ

の二つの支所を設置することにいたし
たいのであります。これはお手元に配
付いたしておりますように、大阪の取
扱い品目、それから鹿児島島の取扱品
目等の資料を出しております。これは
現在まではそれぞれ神戸の検査所、そ
れから門司の検査所の出張所として
やつておつたのであります、取扱品
高の、一方は大阪の貿易港としての事
業の角度、それから鹿児島の方は、ほ
んどこの大部分が沖縄向けの品目で
ありまして、沖縄が現在のところ日本
の法律下になつたために、どうしても検
査をいたさなければならぬ、こうい
う関係で特殊事情として鹿児島に置き
たい、こういうのであります。鹿児島
の方はそういうわけでありまして、主
として食料品なり、あるいは雑貨、
まあそういうものが多いのでありま
す。大阪の方は、これは沖縄だけでな
くして、ほとんど全世界に出す品目
が多い。特に米に出します木材、林産
物、ラワン材のインチ材、合板、そう
いうものが相当多い額を占めておりま
す。

簡単にありますが、補足説明をさせ
ていただきました。

○北村暢君 本年の二月から強制検査
になつたところ、こういうところでご
ざいます。この輸出農産物の検査の今
後の考え方ですが、自主検査から強制
検査にこれを強化して持つていこうと
いうのか、あるいは民間の検査機構と
いうものを今後拡大していこうとして
いるのか。国営検査の問題と関連し
て、今後の方針をちよつとお伺ひして
おきたい。

○政府委員(渡部伍良君) 輸出検査
は、理想はやはり強制的、全量検査が

いいと思います。しかし非常に品目が多いし、それから量も多いのでありますから、強制検査に移しても、貿易上フレイムの発生とか、あるいは問題がないものは、事務を簡素化するために、抜き取り検査、自治検査、こういうことではないかと思ひます。そういう点からこれを分離しております。

それからもう一つは、この国営検査が、登録団体検査か、こういうふうな問題であります。登録団体の検査は登録団体として相当まとまりまして、そこで手数料によって収支がまかなえるくらいの規模がないと、これはそういううかりに民間の側で団体を組織して、ここに登録をしてくれと言つてもできません。ことに農林水産物につきましては、品目は非常に数多とございまして、それぞれまとまった量になるものは少いのでありますから、私どものところで現在登録団体を検査をさせようというものは、現在カン詰とか、あるいは冷凍水産物、それから合板、水産油脂ですね、それからグルタミン酸ソーダ、そういうものが問題になつて、これを登録団体でやろう、こういうことになつておりますが、それ以上には登録団体を組織させて、それに強制検査権を与えるということはちょっと不可能じゃないかというので、現在のところそういう考えを持っております。

○安部キミ子君 この今の提出案には、二つの支所を設けると言われますけれども、予算が何もう出ていませんが、定員や、予算の説明も何もないのですか。

○政府委員(渡部伍良君) こういう表で、輸出品検査所の沿革という表の二

枚目——別の資料に出ております。○安部キミ子君 それじやよろしいです。

○政府委員(渡部伍良君) 三十三年度から登録団体に検査権を移譲いたしましたので、それを差し引きまして、三百三人の定員で十分やっていると、こういうことになつております。

○安部キミ子君 今大阪と、それから鹿児島ですが、将来はまたふやされる見通しがありますか。

○政府委員(渡部伍良君) 現在輸出検査所がありますのは、小樽、東京、横浜、静岡、名古屋、神戸、岡山、門司、それから長崎とあるわけでありまして、今度は長崎は主としてカン詰でありましたので、これは民間の登録団体に転用いたしましたので、あらためて大阪と鹿児島に支所を設立する、こういうことになつたのであります。そのほか貿易が盛んになりまして、輸出がふえますれば、そういう港を指定する場合がありますが、当分の間はこれでいけることと思つております。

○安部キミ子君 日中貿易の見通しは今頓挫しておりますけれども、早晩これは円満に解決しなければならぬ日本の立場としては困ると思ふのです。そういうことになれば、日本の貿易の将来は何といつても六億を有する中国の市場というものが重大なわけでありまして、そうなりますと、日中貿易を對象としての今後の検査所はどういうところに置いたらいいというお見通しでありますか。

○政府委員(渡部伍良君) これは何と

いいますか、日中貿易、日韓貿易、日ソ貿易、これらが全部関連いたしましたし

て裏日本で相当の箇所が貿易が伸びるに従つて当然問題になつてくると思ひます。これらはすでにもうある部分では検査所の方は、現実の問題といたしまして新潟に検査所を置いておりますが、これで当分できると思ひます。

○安部キミ子君 次官にお尋ねいたしますが、今、日中貿易があいまい状態にありますが、次官としてはあれでいいとお考えになつておられると思ひますが、何か手を打たなければならぬとお思ひになつておられると思ひます。

○政府委員(瀬戸山三男君) いわゆる中共との日中貿易であります。これは政府といたしましては、あるいは総理、外務大臣からお答えいたしておりますように、できるだけ貿易を進めたい、こういう気持を持って努力をいたしておるわけでございます。しかしながら、国際関係の国際情勢からいたしまして、具体的に申し上げると、中国大陸と台湾の国が国際関係において、それを一つの国と見るか、あるいは二つの国と見るかということ、御承知のように議論が分れております。日本の場合においては、今いわれる台湾政府と申しますか、中華民国を相手として正式に話し合ひをいたしている、こういうことでございます。しかしながら、経済問題は全然別だということをやつておりますが、しかしその国と申しますか、中共なら中共、台湾なら台湾で、それぞれの国の立場がありますので、御承知のようななかなか困難な

事態になつております。これは日本といたしましては、あくまでも経済問題は経済問題として貿易を進めなくちゃならぬ、こういう考えをいたして、先般のいわゆる民間協定についてもこれにあえて協力を惜しまないということ

を声明いたしておるのであります。具体的には国旗を掲揚する権利を有するかどうかという問題は、経済問題からいって、国旗を掲揚するということ

はきわめて簡単な問題だと思ひますけれども、やはりそれぞれの政府あるいはそれぞれの国の立場から申しますと、これは非常に困難なむずかしい問題である、こういう状況であります。

これはあくまでも理解を求めて、いわゆる貿易に支障のないようにいたしたいというのが私どもの考え方でございます。

○東隆君 貿易港が実は北海道に七つありまして、そのうち稚内、根室、留萌、この三港が実は税関を廃止する上うな運命にこれは最近なつております。そこで、これは、北方との貿易関係なのであるが、それが進まないからというので税関を廃止する、こういうことになつたのであります。これは政府が提案をされておるわけです。そこで私は輸出をする場合に、釧路、それから函館、小樽、こう三つあるわけですが、何かその出張所、検査所を置くのに限度があるのですか、数量なんか。非常に釧路とそれから函館、小樽はとにかく距離が遠いのですから、それで、もし作るならば三つくらいのは……これは室蘭ですが、あそこへ作るべきじゃないか。こういうふうな、室蘭と小樽は割合に近いのですが、その他は相当遠いのですから、輸出検査

所をもし作るとすれば、何か一定の限度があるのか、そういう点について伺いたい。

○政府委員(渡部伍良君) これは当然そうなのであります。一年のうちに輸出船が二はい、三はい、こういう所には特別の出張所を持つわけにはいきません。しかし、相当の船の出入りのある所には支所のかわりに出張所あるいは分室を設けております。それから、それよりもっと船数の少ない場合は支所みずから出張検査をいたしておるようであります。これは要するに、そういう事務所を作つても、一年のうち的大部分がこういう仕事に出るわけにはいかないわけでありまして、少し不便でありますけれども、こういうふうなことでやつております。貿易の伸びに従つてだんだん出張所なり分室は作つていく、かようにいたしたいと思ひます。

○仲原善一君 輸出検査所をふやされる点については、非常にわれわれは、まだ少いのじゃないかという立場で実は考へておるわけですが、具体的な例を申し上げて恐縮ですが、たとえば鳥取県で二十世紀をこしは十萬箱ばかりも輸出するといふ計画を立てております。ところが、地元の検査でなしに、輸出港の神戸まで持つていつて検査してもらふという実態であります。ところが、全部合格品ときまつていけばいいわけですが、不合格品が出た場合に値段が非常にたかかれて、国内向けになつても大へん安く売られねばならないという実態が出て参ります。そういう場合に、農民の負担というのは非常に過酷なものであります。先ほ

どちよつと出張検査のお話も出ました

事態になつております。これは日本といたしましては、あくまでも経済問題は経済問題として貿易を進めなくちゃならぬ、こういう考えをいたして、先般のいわゆる民間協定についてもこれにあえて協力を惜しまないということ

を声明いたしておるのであります。具体的には国旗を掲揚する権利を有するかどうかという問題は、経済問題からいって、国旗を掲揚するということ

はきわめて簡単な問題だと思ひますけれども、やはりそれぞれの政府あるいはそれぞれの国の立場から申しますと、これは非常に困難なむずかしい問題である、こういう状況であります。

これはあくまでも理解を求めて、いわゆる貿易に支障のないようにいたしたいというのが私どもの考え方でございます。

が、そういう場合に、ここに三百三名でございすが、定員は非常にわずかのようでございますけれども、現地まで出張していただいて、これも二、三カ所に集積して検査するつもりなんです、それから出張検査をしてもらって、あらかじめ合格という見込みのついたものを神戸まで持っていく、こういうふうにしていただくと農民が非常に助かるという実態があります。そういう問題について、農林省は出張検査をおやりになる意思があるかどうか、その点の御方針だけを承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) これは、私の方としても当然のサービスとして考へなければならぬ。これは、民間の例等でもうすでに出張検査をやった例がございします。これは、輸出がだんだん恒常化したしまして、選別、荷作り、こういうものになれてくれば、もちろん神戸でやってもいいわけですが、なれるまではどうしても私の方ではそういう所に職員を出して、そこで指導的に検査をやるべきだ、こういうふうな考へております。御指摘の二十世紀の輸出の量もだんだん伸びてきておりますから、そういう方向で私の方ではぜひ実現できるように研究いたしたいと思ひます。

○北村曜君 民営の強制検査の中で、一番数量から何からいって多く占めてゐるのは合板なんです、この合板が小樽なんかには相当あるわけです。それで従来、問題を起しているのもこの合板が非常に多いわけなんです、かね。それで、この民営の強制検査に切りかえて従来の品質というものが維持できるのか、そのことがまた海外貿易に對する悪影響というふうなことになるて現われてくる心配というものがなくてこの民営になったのか、この点が一

つ。それから合板の検査に従事している人が非常に多かったわけなんです。それでこれが民営になりますと、検査所の職員は一体どういうふうな配置転換されるのか、この点について、二点お答えを願ひたい。

○政府委員(渡部伍良君) 第一点は、合板の規格の問題と関連があるのであります。合板の規格は、規格を統制いたしております、ちよつと変えたと規格外品と、こういうことで輸出されるわけです。これは検査の問題だけでなく、アメリカ等で非常にやかましい問題になつてゐるわけでありまして、そこで検査と規格の統制と、検査の前

に規格の統制というものを片づけなければならぬということ、それは今林野庁の方でそういう抜け輸出ができませんように規格をきめましたから、これに基いて私もこの登録団体の検査を指導すれば、従来のようなことが起つてこないのじゃないかと思ひます。しかし問題のものでありますから、特に注意をして、これは私の方でなしに、林野庁の方でもやっておりますから、十分注意をいたしたいと思ひます。

それから第二の配置転換の問題は、希望者を募りまして、現在のところ五人くらい登録団体の方に行つております。○委員長(重政廣徳君) 他に御発言もないようですか、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入りま

す。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。(「なし」と呼ぶ者あり)

別に御意見もないようですが、討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

地方自治第五十六条第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めんる件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(重政廣徳君) 全会一致でございます。よつて本件は、全会一致をもち、承認すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

なお、本案を可とされた方は、順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名
柴田 榮 堀 末治
関根 久藏 田中 啓一

仲原 善一 堀木 宣實
雨森 常夫 田中 茂穂
上林 忠次 藤野 繁雄
東 隆 北村 暢
安部キミ子 千田 正
大河原一夫 北條 雋八
○委員長(重政廣徳君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、蚕糸業の危機打開対策強化に關する請願(第一六一九号)

一、小同地開発整備事業促進に關する請願(第一六四七号)

一、地方卸売市場に關する立法措置の請願(第一六六三号)(第一六六六号)(第一六六七号)(第一六八一号)(第一六八二号)(第一六八三号)(第一七一二号)

一、未墾買収地のきり栽培に關する請願(第一六四四号)

一、愛知県矢田川等から導水する水田のてい害防止に關する請願(第一七一三号)

第一六一九号 昭和三十三年四月四日受理

蚕糸業の危機打開対策強化に關する請願

請願者 新潟県議會議長 岡田 幸平

紹介議員 西川弥平治君

海外輸出品のうち最重要部門の占めてきた生糸は、化学繊維の発達と海外市場の不況により、急激に需荷が増加し、生糸価格は相次ぐ暴落を続け、繭糸価格安定法に保障されている最低価格をはるかに下回つてゐる実情であり、事態をこのまま放置するときは、製糸工場の倒産はもとより、新滿期を三、四箇月後に控えた養蚕農家の生産意欲を喪失し、ひいては経済的破滅に追い込むことは必至であるから、すみやかに蚕糸業危機打開の万全の策を樹立せられたいとの請願。

第一六四七号 昭和三十三年四月七日受理

小同地開発整備事業促進に關する請願

請願者 山形市緑町一ノ山形 泉町村会内 市川清矩 外一名

山間部小同地の零細農地の開発は、現在「小同地開発整備事業綱要(農林事務次官通達)」により実施されてゐるだけで、恵まれない山間部の耕地整備事業推進上、その意欲が阻害されてゐる現状であるが、特に開発進度のいちじるしく低い東北地方の山間へき地の開発を促進する必要があるから、(一)前記通達の法制化を図ること、(二)一町村に對して三百万円の事業費を限度とせず地元負担能力の範圍内で毎年事業を継続できるように大幅に国庫補助予算を増額すること、(三)一団地実施基準面積は現行五町歩から二十町歩以上を三町歩から二十町歩以上とする特例措置を認めること、(四)農道、林道については、農林道の併用等を考慮して基準に所要の改訂を加へること、(五)実施基準全体を再検討して実質的に山間部小同地の開発ができるよう整備改正すること等の実現を期せられたいとの請

願。

第一六六三三号 昭和三十三年四月七日受理

地方卸売市場に関する立法措置の請願
請願者 長野県上田市大字常入一、七八六株式会社社長
野原水上田魚市場取締役社長 小池長

紹介議員 勝俣 稔君
この請願の趣旨は、中央卸売市場法により大都市を対象とする方策のみに限られ、全国中小都市に對しては、なんらの考慮も払われていないことは、生産の振興、消費大衆の食生活向上のうえに、まことに遺憾であるから、すみやかに、中央卸売市場法の改正と並行して、地方卸売市場に関する立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一六六六号 昭和三十三年四月八日受理

地方卸売市場に関する立法措置の請願
請願者 岩手県盛岡市菜園二三岩手県水産物株式会社
取締役社長 田代三郎

紹介議員 千田 正君
この請願の趣旨は、第一六六三三号と同じである。

第一六六七号 昭和三十三年四月八日受理

地方卸売市場に関する立法措置の請願
請願者 北海道紋別郡遠軽町株式會社丸千遠軽魚菜卸
売市場社長 千葉忠志

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一六六三三号と同じである。

じである。

第一六八一号 昭和三十三年四月八日受理

地方卸売市場に関する立法措置の請願
請願者 札幌市南一条東一丁目高橋水産株式会社取締役
役社長 高橋松吉

紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、第一六六三三号と同じである。

第一六八二号 昭和三十三年四月八日受理

地方卸売市場に関する立法措置の請願
請願者 鹿児島県川内市川内川内魚市場株式会社取締役
役社長 安井英三

紹介議員 田中 茂雄君
この請願の趣旨は、第一六六三三号と同じである。

第一六八三三号 昭和三十三年四月八日受理

地方卸売市場に関する立法措置の請願
請願者 山梨県甲府市魚町一九甲府魚市場株式会社取締役
役社長 今井新造

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第一六六三三号と同じである。

第一七一二二号 昭和三十三年四月十日受理

地方卸売市場に関する立法措置の請願
請願者 三重県伊勢市河崎町株式會社山田魚市場内
山下五郎兵衛

紹介議員 齋藤 昇君
この請願の趣旨は、第一六六三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六六三三号と同じである。

第一六六四号 昭和三十三年四月七日受理

未墾買収地のきり栽培に関する請願
請願者 東京都台東区浅草田中町一ノ三全国桐材廢物
連合会内 平野平治外
十一名

紹介議員 松平 勇雄君
農地法第四十四条の規定によつて國が買収した自作農創設地には、同法第四条及び第五条の規定によりきりの栽培を禁じているが、元來開墾地の大半は土質が悪く農作物よりもきり栽培に適しており、最近の中きりの大量輸入を抑制する見地からも内地きりの植栽奨励は目下の急務であるから、本法に特例を設けてきり栽培を認められるよう善処せられたいとの請願。

第一七一三三三号 昭和三十三年四月十日受理

愛知県矢田川等から導水する水田の
い害防止に関する請願
請願者 愛知県守山市市長 黒田
毅外三名

紹介議員 重政 庸徳君
名古屋市の中央に位置する守山市並に旭町の南部水田地帯の約四百町歩のかがい用水は主として矢田川に依存しているが、常にその水量が不足しているばかりでなく、上流瀬戸市の工業地帯から放流するけい砂でい土が瀬戸川から矢田川へ混流するため、これをかがい用水として導入する水田の被害はきわめてじん大であり、また同じ水系である本流庄内川上流部岐阜

県多治見市の工業地帯においてもけい砂工業が発展し、下流守山市北部のかがい水田地帯一円も同様でい水被害が発生して今後ますます被害増大のおそれがあるから、立法又は特別の措置をもつてこれが救済方を図られたいとの請願。